

議事日程 (第2号)

平成26年 3月 6日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)

日程第 3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)

(日程第2～日程第3 質疑・討論・採決)

日程第 4 第1号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第4号)

日程第 5 第2号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)

日程第 6 第3号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)

日程第 7 第4号議案 平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

日程第 8 第5号議案 平成25年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)

(日程第4～日程第8 質疑・委員会付託)

日程第 9 第6号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例

日程第10 第7号議案 中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第11 第8号議案 中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

(日程第9～日程第11 質疑・委員会付託)

日程第12 第9号議案 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(日程第12 質疑・委員会付託)

日程第13 第10号議案 中間市総合計画策定審議会条例

日程第14 第11号議案 中間市債権管理条例

日程第15 第12号議案 中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(日程第13～日程第15 質疑・委員会付託)

日程第16 第13号議案 財産の処分について

(日程第16 質疑・委員会付託)

日程第17 第14号議案 中間市道路線の認定について

(日程第17 質疑・委員会付託)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
市民部長	高橋 洋君	保健福祉部長	白橋 宏君
建設産業部長	後藤 哲治君	教育部長	松尾 壮吾君
上下水道局長	永野 博之君	市立病院事務長	三島 秀信君
消防長	安田光太郎君	総務課長	園田 孝君
企画政策課長	藤崎 幹彦君	財政課長	田代 謙介君
契約課長	松本 賢剛君		
安全安心まちづくり課長			柴田精一郎君
生活支援課長	石田 浩君	こども未来課長	船津喜久男君

福祉支援課長	……	藤田 宜久君	介護保険課長	……	小南 敏夫君
健康増進課長	……	濱田 孝弘君	土木管理課長	……	藤田 晃君
産業振興課長	……	古賀 敬英君	学校教育課長	…	深見 卓矢君
生涯学習課長	……	安永日出男君	市立病院課長	……	芳野 文昭君
消防本部総務課長	……				新垣 賢司君
予防課長	……	嶋津 淳一君			
選挙管理委員会事務局長	……				奥野 悦朗君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

一 般 質 問 (平成26年第1回中間市議会定例会)
平成26年3月6日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
佐々木 晴 一	各部署の管理職員による決裁の裁量権限について 中間市の予算の組み立ては、積み上げ方式が採用されているため、各課の管理職員による自由裁量による決裁ができづらい仕組みになっています。これからの多難な時代には、職員の更なるやる気と、新しい発想が必要です。 そこで、迅速で、より積極的な住民サービスの向上のための施策を実施するために、各部署に予備費を設け、管理職員による決裁権限を拡大するべきだと思います。 その点について、市長の所見をお聞かせください。	市 長
	公共工事の予定価格の事前公表と最低制限価格の設定の是非について 中間市は、公共工事の入札において、予定価格の事前公表をし、更には最低制限価格も設けています。そのために、確かに職員に対する予定価格の探りなどの不正行為を防ぐメリットはありますが、談合や落札額の高止まり、更には積算能力が不十分な事業者までもが入札するというデメリットも考えられます。ですから、これらを私は改めるべきだと思います。 市長の所見を伺います。	市 長
中 尾 淳 子	胃がん検診の充実について 胃がんの原因とされるヘルコバクターピロリ菌は、感染後数週間から数ヶ月で必ず慢性胃炎となり、20年～30年かけて胃がんへと進行していく菌です。ピロリ菌の感染による胃がんは、なくせるがんです。 本市での健康診断にピロリ菌検査を追加導入し、胃がんの激減を進められるお考えはありますか。	市 長
	4月より導入される消費税率引き上げに伴う臨時給付金について 消費税引き上げは、所得の低い人ほど影響を受ける「逆進性」の問題があります。 その負担緩和のため、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給について、対象となる方への申請手続き等周知徹底について、またその時期について市長に伺います。	市 長

— 一 般 質 問 — (平成26年第1回中間市議会定例会)
平成26年3月6日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
田 口 善 大	若者の政治離れ対策について 近年、若者の政治離れが全国的に叫ばれており、選挙の度に投票率は下がり続けております。中間市でも、投票率の低下に歯止めをかける為に、選挙の際の広報活動などに力を入れておられると思います。しかし、若者の政治離れ・投票率の低下に歯止めを掛けるには至らず、右肩下がりの現状でございます。 そこで、未来を担う子どもたちに議場を開放し、議場を使用しての模擬議会の開催・議場見学を実施し、もっと身近に政治を感じてもらえれば、興味をもつきっかけ作りになり、若者の政治離れに歯止めをかける第一歩になるのではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。	市 長
	消防団格納庫の老朽化対策について 消防団格納庫は、5個分団全て建設から20年以上が経過しており、最も古い所では38年経過しております。建設から細かな補修は多少されておりますが、外壁の防水が切れており、亀裂などが増えて老朽化が進んでおります。しかも、5個分団のうち3分団が昭和56年以前に建てられ、現行法での耐震基準を満たしていない可能性がございますが、この件に関しまして市長のお考えをお聞かせください。	市 長 消 防 長
	消防・消防団の装備強化について 近年、ゲリラ豪雨などで中間市も水害の脅威が身近にございます。しかし万が一の際、消防署と共に活動する消防団に、必要な装備が不足している現状でございます。また、近年増えております太陽光パネルが、火災の際消防職員が感電するという事案が東京都・千葉県で発生しており、中間市でも事故を未然に防ぐために装備強化が必要不可欠だと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。	市 長 消 防 長
掛 田 るみ子	生活困窮家庭の子どもたちへの学習支援について 生活困窮家庭の子どもが大人になっても貧困状態に陥る「貧困の連鎖」を防ぐための「子どもの貧困対策法」が先月施行されました。先進的な自治体では、ボランティアによる無償の学習支援を行い、学習意欲の向上が見込まれていると聞いています。 本市においても団塊の世代の退職者などの力をお借りして、子どもたちへの学習支援の提供を行うべきと考えますが、市長及び教育長の見解を求めます。	市 長 教 育 長
	自治会の加入率について 本市の新たな自治会制度が設立され3年を迎えようとしています。自主防災組織の立ち上げや、まちづくり協議会の設立など、協働のまちづくりに向けての構想が形を整えてきている反面、会員の加入率低下に苦しんでいる自治会も少なくありません。 このような現状をどのように捉えておられるのか、また加入率向上に向けての対策をお伺いします。	市 長
田 口 澄 雄	国保の広域化について 今年1月31日、厚生労働省は、国保の運営を市町村から都道府県に移す制度の改定について、全国知事会等の地方3団体との協議を始めました。このままそれが実行されることになると、大幅な赤字を抱える中間市にとって、どんなことになるのでしょうか。また、そのことに対する、市長の見解を伺います。	市 長 関 係 部 課 長
	国保の通院に対する減免制度の実施について 入院に対しての減免については既に実施中ですが、その実態と、通院についての適用の検討について、市長の見解を伺います。	市 長 関 係 部 課 長

— 一 般 質 問 (平成 2 6 年第 1 回中間市議会定例会)
平成 2 6 年 3 月 6 日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
青 木 孝 子	成年後見制度について 成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。高齢化が進む中、ますます成年後見制度の役割が求められています。以下、以下の 3 点について伺います。 ①成年後見制度の活用状況について ②成年後見制度の活用促進体制（普及・啓発等）について ③市民後見推進事業の取り組みについて	市 長 関係部課長
	障がい者施策について グループホームは、障がい者が地域で自立した生活を進めるために重要な役割を果たしています。障害福祉計画においてもグループホームの整備・促進が求められています。サービス見込み量（グループホーム）の把握のためにアンケートを実施し、施設整備を進めてはいかがですか。また、グループホーム施設整備の費用助成について伺います。	市 長 関係部課長
	全国一斉学力テスト（全国学力・学習状況調査）について 教育の現場では、いじめによる自殺や不登校など様々な問題が山積みしています。これは受験至上主義の詰め込み教育や競争と格差を広げる現在の教育のあり方にも、大きな原因があると思います。全国一斉学力テストは、子どもと学校間の序列化、格差をさらに広げ、競争教育を一層強めるものと危惧いたします。 全国一斉学力テストの実施と結果の公表について、教育長の所見を伺います。	教 育 長 関係部課長
宮 下 寛	住宅リフォーム助成制度の創設について 全国的に住宅リフォーム助成制度が進められ、地域経済の活性化に大きく寄与していることが実証されたのを見たのか、国も新年度に予算化したと聞いています。 お隣の直方市も昨年の 8 月よりこの住宅リフォーム助成制度を導入し、予算の 1 0 倍を超える事業が起これ、 「雇用の創出や地域に元気が出てきた」と喜ばれ、また市税の増収も期待されていると聞きます。 近隣の自治体での、このような成果を見ての市長の見解を伺います。	市 長 関係部課長
	コミュニティバス運行について 新年度予算に、コミュニティバス運行のための地域公共交通会議の運営費が予算化されています。長年にわたって市民の皆さんが切望してきたコミュニティバスの運行が、実現へ一歩踏み出したという点で、市議会でも幾度も取り上げてきた者として歓迎するものです。 市民が望んでいる交通機関として、どのような視点でこのコミュニティバスの運行を考えていくべきか、市長の見解を伺います。	市 長 関係部課長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 2 6 年 3 月 6 日

第 1 回 中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付託委員会
第 1 号 議 案	平成 2 5 年度中間市一般会計補正予算（第 4 号）	別 表 1
第 2 号 議 案	平成 2 5 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）	市 民 厚 生
第 3 号 議 案	平成 2 5 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
第 4 号 議 案	平成 2 5 年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
第 5 号 議 案	平成 2 5 年度中間市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
第 6 号 議 案	中間市手数料条例の一部を改正する条例	産 業 消 防
第 7 号 議 案	中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
第 8 号 議 案	中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例	総 合 政 策
第 9 号 議 案	中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例	市 民 厚 生
第 1 0 号 議 案	中間市総合計画策定審議会条例	総 合 政 策
第 1 1 号 議 案	中間市債権管理条例	
第 1 2 号 議 案	中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例	産 業 消 防
第 1 3 号 議 案	財産の処分について	
第 1 4 号 議 案	中間市道路線の認定について	

別 表 1

平成25年度中間市一般会計補正予算（第4号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	別 表 2
第 2 条	第 2 表 繰越明許費	各 委 員 会
第 3 条	第 3 表 地方債補正	総 合 政 策

別 表 2

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款別	款 名	項 目	付託委員会
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 合 政 策
		1 項 8 目	産 業 消 防
		1 項 1 0 目	市 民 厚 生
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 1 目・3 目の一部	総 合 政 策
6	農林水産業費	全 項	産 業 消 防
8	土 木 費	全 項	
9	消 防 費	全 項	産 業 消 防
1 0	教 育 費	全 項	総 合 政 策
1 2	公 債 費	全 項	

午前10時00分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。明政クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず、各部署の管理職員による決裁の裁量権限についてお伺いしたいと思います。

中間市の予算の組み立ては、積み上げ方式が採用されているために、各課の管理職員による自由裁量による決裁ができづらい仕組みになっています。これからの多難な時代、職員のさらなるやる気と新しい発想が必要です。

そこで、迅速で、より積極的な住民サービスの向上のための施策を実施するために、各部署に予備費を設け、管理職員による決裁権限を拡大すべきだと思います。その点について、市長の所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども一般会計におきましては、毎年3,000万円の予備費、予算を計上させていただいております。これは地方自治法第217条の規定に基づいているところでございます。

予備費と申しますのは、緊急時、また予算外の支出、予算超過等々の支出に充てるものでございます。特定の用途を決めずに予算計上しているものでございまして、予備費におきましては、議会に対しまして用途の説明等々を行わずに予算措置されたものでありますことから、その執行につきましては、通常の予算科目とは異なりまして、より厳格な運用を要するものでございます。安易な予備費の使用は議会軽視につながるものと、そのように思っておりますし、予算の総額をコントロールするという財政規律が乱れてまいっておそれもございます。健全で持続可能な財政運営に支障を来すおそれがある、そのように認識いたしております。

このようなことから予備費の執行におきましては、厳格な運用に努めていかなければい

けないと、そのように認識をいたしております。

しかしながら、議員ご指摘の多様化する市民ニーズ等々に応え、また、中間市がさらに発展していくためには、職員のやる気、新しい発想が必要ということは言うまでもございません。

そういう中で、本当に職員から提案、また、市民ニーズがこういうニーズがありますよということであれば、補正予算等々でしっかり対応してまいりたいと、そのように思っておりますし、職員の新たな発想等々は職員提案制度というのがございますし、そういうあたりを充実させていきながら、しっかり予算の中で対応させていただきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

具体的に課長、部長、副市長においては、決裁権限、また、教育長におかれましても決裁権限は幾らまであったらあるのか、教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

中間市、今、事務決裁規程というのを制定しておりまして、これは市長の権限に属する事務について、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事務決裁の適正化を図るという目的で制定いたしております。

この中で、必要に応じて案件の重要度とか、あるいは金額の多寡によって市長決裁、副市長決裁、部長・課長決裁とそれぞれ財務におきましては、そういう金額に応じて専決者を定めているものでございます。これもかなりの件数がございますので、具体的な数字は申し上げられませんが、その中に、例えば今申しました予備費につきましては、予備費の執行においては、いわゆる決裁規程の中で１００万円を超えるものについては副市長決裁、そして１００万円以下のものについては総務部長決裁、５０万円以下のものについては財政課長決裁と、そういう金額に応じて細かく決裁権者を定めているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

先日、北九州市のほうに尋ねまして、北九州市のほうはどうなっているかということで財政課長のほうにお伺いしましたところ、北九州市のほうでは課長決裁が２００万円までだったら自由にできると、部長決裁は２，０００万円までと、そして２，０００万円を超える

ものは財政局長の権限だということを言っておられました。

そして、中間市もそうだと思うんですけども、北九州市も中間市も予算を立てて決算をするわけですけども、予算は私たちは見なれていますけど、一般市民の方には見なれていない内容ですけども、予算書の中には款というものがございまして、款、そして項、そして目、節というものがございまして。

中間市のを見ていきますと、例えば民生費において、款では民生費、項では社会福祉費、目では社会福祉総務費、これで比べていきますと、予算書も決算書も大して変わらない。本当に真面目だと思うんですけども、例えば役務費、予算では18万円、決算が16万3,000円、委託料が1,353万、委託費は決算では1,222万7,000円と、使用料においては21万6,000円が予算では、決算ではちょっと増えて42万8,000円と余り変わらないというわけで、本当にきっちりとやってくれてるなと思います。

北九州市のほうでは、項とか目、社会福祉費、社会福祉総務費とか、今言ったような労務費とか委託料とかこういう目とか節は、課長権限である程度自由に決裁してもいいと。総額さえ、款とか項が変わらなければ中は自由に課長権限、部長権限で変えていいということで、補正予算にものせる必要はないと、議会の承認も要らないということで、議会軽視かなとは言っておられましたけども、それだけの権限を与えていると。

ですから、小回りが非常にきくと思うんですよ、100万都市ですから、トップが全部考えるちゅうことはできないでしょうから、やっぱりもう職員にそういう裁量権を与えて今本当多難な時代、市民がいろんな多様なニーズがあると思います。それに応えていくためには、専門の担当部署の者がよかれと思うことをもう果敢にやっていく、そういうことも必要かなと。

中間市もこういう今、これからの多難な時代、本当に市民ニーズは多様化していますし、これからいろんなもう即応していかなきゃなりません。そのためにも、松上市長も公約立てて素晴らしい方でございますけども、しかし、市民みんなが4万4,000の市民みんなに目を配ることはなかなか難しいです。その市民の負託に応えていくためにも、やはり自分の部下を信頼なさせて、そういう権限を与えていく、予算権限も与えていく、そういうことも必要じゃないかなと、私は非常に思うわけです。

ですから、こういったことをやっていくことも予備費を設けなかったとしても、こういう目とか節を変える許認可を、変えていくことができる必要があると思うんですけども、中間市は多分課長決裁といっても、先ほど課長決裁50万円までいいと言っていましたけど、これは課長決裁というのは、私、だめと思っていましたけど、もう一度総務部長、課長決裁じゃなくて、財政課長まで上げなきゃいけないんじゃないですか、どうなんでしょうか、財政課長まで。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

今、私が答弁いたしましたのは、予備費についての決裁権者について申し上げたわけですね。これは、それぞれ事務決裁規程の中で、財務に関する専決区分というのがございます。そして、その中で例えば工事請負費とか、備品購入費とか、それぞれの節の内容に応じて金額を定めて、決裁権者を定めておりまして、一昔前まではほとんど市長決裁というのが多かったですね。

だけでも、平成17年から行革を進めまして、決裁権限を下部におろしていった、意思決定を迅速化をしていくというような取り組みを進めてきまして、事務決裁規程も何度も改正いたしております。

その中で、相当部分を部課長まで権限をおろして今取り組んでいるところでございまして、今、議員がおっしゃいましたある程度課長とか部長に任してもいいのではないかというのはございますけれども、こういう予算区分というのは地方自治法の施行規則にのっとって定めて、そして議会で承認をもらって執行しているものですから、余りそれを自由裁量に任せると、財政規律がコントロールできなくなるという、そういう弊害もございますから、一方では、そういう取り組みをしながらも機動的な財政出動をするためには、予備費の充用とか、あるいは予算の流用とか、そういう制度は今後も一定程度活用していきたいと考えていますけれども、余りそれが行き過ぎますと、議会軽視ということになりかねませんので、その辺は節度を持って取り組んでいきたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

昨年より松下市政も3期目を迎えまして、これから本当に大きく実りを上げていかなくてはならないときでございますけれども、やはり会社と同じで大きな組織というのはトップが、市長も公約に掲げておりましたけれども、ビジョンをしっかりと今回の第3期目のミッションは何かと。使命は、今回は第3期目の松下市政の最大の市民から負託された使命は、ミッションは何かという目標をしっかりと明確に立てられて、市長、どこまで行き着くんだと、目標、ビジョン、これを明確にされる。そしてまたそこに対しての理念をしっかりと立てられていくならば、職員も間違ったことはしないかと思っておりますけれども、それをしっかりと部下の方に通達を、何度も口を酸っぱくして通達しながらいくならば、必ずやそういう裁量権を与えたとしても、それで変な方向には進まないと思っております。私は、そういうしっかりと、リーダーがしっかりと方向性を定めてくれれば、しっかりと部下はやってくれると思います。

きのうも国会中継でそのようなことを言うておりました。国会中継ではしっかりと当初予算にある程度含みを持たせておけば、補正予算必要ないんじゃないかということ言ったら、財務大臣——麻生大臣が大分抵抗しておりましたが、できないことじゃないみたい

なことを言っていました、ですので、ある程度予算においても膨らみ、裁量権あるような予算を組んでおけば、本当ならば補正も必要ないかもしれませんし、裁量権をどんどん使ってどんどんやれるんじゃないかなと思うわけですが、したら私たちにおいても、6月議会の補正とか、12月議会の補正とか必要なくなって、議員も大して要らないんじゃないかと、半分でもいいんじゃないかと私は思うわけですが、半分にしたら6,000万ぐらい浮きますから、また経費も浮いていいんじゃないかなと私は思うわけですが、ほかにもいろんな経費の削減するところいろいろあるわけですが、そういったことを市民に転嫁する。

地方自治体というのは、会社と同じで市民が株主ですね、して、配当をしなきゃいけない。これはひとしく、一部の者に配当するのではなく、ひとしく配当してあげんといかんかな、いろんな機会においてその人が欲しいものを配当してあげる。そういう制度をぜひとも知恵を振り絞ってやっていただきたい。

私は個人的にはプレミアム付商品券においても、あれは一部のお金持ち、ダイエーと一部のお金持ちぐらいしか恩恵ないなと私は思って、すごく地域復興には役立っていますけども、末端には本当にきょうの生活費に困っている人たちには行き渡らないなあと考えているんですけども、あとは公共工事においても、一市民かもしれませんけども、一部のものしか恩恵が行かない。

ですから、本当にそういう末端まで恩恵が行き渡るようにしていくためには、やはり裁量権を持って、確かに市長の公約は実行していかなければなりませんけども、しかし、ニーズはいろいろありますので、それに即応できるような柔軟な体制をつくっていただきたい、それが私の願うところでございます。

ちなみにもう一度、教育長の裁量権はどのくらいあるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

松尾部長。

○教育部長（松尾 壮吾君）

申しわけございません、今手元に資料を持っておりませんので、後ほど議員のほうに報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

教育改革も非常に市民から願われているところですので、そういう教育長においても、そういう裁量権のある予算の、処分権のあるそういうものを持っていただきたい。予算の執行権ある程度持たさないと、やっぱトップとしても何か英断を持っていろいろできないですね。そういったことにおいても改革していただきたいと思っております。

そういうことを今回、こういう新年度予算の時期でございますので、こういったこともやっていただきたいなと思っております。

それで次に、質問次に移らさせていただきます。

公共工事の予定価格の事前公表と最低制限価格の設定の是非についてお伺いさせていただきます。

中間市は、公共工事の入札において、予定価格の事前公表をし、さらには最低制限価格も設けています。そのために、確かに職員に対する予定価格の探りなどの不正行為を防ぐメリットはありますが、談合や落札価格の高どまり、さらには積算能力が不十分な事業者までもが入札するというデメリットも考えられます。ですから、これらを私は改めるべきだと考えます。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市発注の公共工事の入札につきましては、職員に対する予定価格の不当な関与等々の不正行為を防ぐために、平成14年の8月から予定価格130万円を超える工事の入札につきましては、予定価格の事前公表を行っておりますが、工事内訳書の提出、指名業者の事前公表を廃止するなど、談合等々の防止策を講じております。

また、業者の適正な見積もりを促すためにも、最低制限価格を事前事後ともに非公開、非公表としているところでございます。また、入札時におきましては、見積内訳書の提出を義務づけているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

会計検査院特別調査職であります株式会社U F J総合研究所の大野さんという方が、公共工事における入札契約方式の課題という論文を出されています。

公共工事というのは本当に昔から今に至るまで非常に課題が山積で、まだ完成形には至っていないようですね。もともとはこれを見ると、入札制度というのは1889年に制定された明治会計法に始まっていくということですね。地方公共団体も国に倣い、地方自治法や地方財政法において、その公共工事の内容が地方自治法施行令においても詳細に定められているということです。そして、公共工事においては、会計法においては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約以外の契約方法を認めていない、これは間違いないと思います。

しかし、先ほど私、今回質問で、中間市は公共工事においては予定価格の事前公表というのをしているわけですが、しかし、会計法では、予定価格については事前の非公開を義務づけているとなっているはずですが、これは間違いないですか、担当部署の方、

建設産業部長に、後藤部長に、どうですかね。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。（「契約課」の声あり）

○議員（１２番 佐々木晴一君）

そうです、契約課でした、契約課の松本課長。

○議長（堀田 英雄君）

松本課長。

○契約課長（松本 賢剛君）

予定価格の事前公表については、まだ公表についての義務はまだ義務づけられていないですね。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

平成１７年から先ほど市長の答弁においても、そういう予定価格の公表をしたという書いていますけど、私はこの論文では、会計法では、予定価格については事前の非公開を義務づけていると。

しかし、現実には積算の妥当性や予定価格を探る等不正な動きを抑制するために多くが予定価格の公表をしているということですが、私はこれ間違いないと思うんですけど、どうですかね。会計法では本当は事前の非公開を義務づけているんじゃないですか。

○契約課長（松本 賢剛君）

いや、それはまだ義務づけはないんですよ。

○議長（堀田 英雄君）

ちょっと発言、手を挙げてくださいね。松本課長。

○契約課長（松本 賢剛君）

その義務づけはまだないんですよ、はっきりした義務づけはないです。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

どちら、どっちが本当か余り問いませんが、何を言われても予定価格の事前公表をするということは、価格が高どまりすると、当然みんながそういう予定価格にもう限りなく近づいていくという弊害があります。

そしてまた、中間市は最低制限価格というのを設けておりますけども、これをするによって、確かに行政側、発注側としては手抜き工事をしないようにということ、配慮からそうしているわけですが、しかし、今はもう努力しようとする者がばかを見るようなところが、このために本当に努力する者がそれに認められないということにもなるようでございます。

ですから、国としては、国の公共工事は最低制限価格ではなく、低入札価格調査制度と

いうものを入れてるようでございますけども、これは低い入札をしたときに本当にこれでやれるのかという、そういう調査をするということで、本当にできないならばもう辞退していただくという内容らしいですけども、こういったことも国はやっているということです。こういったことも国に倣って中間市も研究されたらいいんじゃないかなと思っております。

そして、先ほど一般競争入札、指名競争入札、そしてまた随意契約しかないということですけども、国は新たにほかの方法も今模索中で、総合評価落札方式とか、設計・施工一括発注方式、して、VE——バリューエンジニアリング方式などを国は考えておって、そして国土交通省では、全工事の2割を総合評価落札方式に今やっているということでございますけども、中間市は設計と施工を分けて発注していますよね。設計と施工、設計は設計、して施工は施工ですよ、それは間違いないですか。

○議長（堀田 英雄君）

松本課長。

○契約課長（松本 賢剛君）

それは間違いありません。

○議員（12番 佐々木晴一君）

じゃあ、中間市は施工だけ道路維持費、道路新設工事、また下水道工事それぞれのくらい平成25年度では工事、年間総額、決算総額、25年度、まだ決算は至っていませんが、最近の25年度では大体どのくらい実行しておられましたでしょうか。後藤部長に、はい。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

建設産業部において、まず土木管理課なんですけど、土木管理課におきましては、単費工事として13件で2,472万1,850円、これは道路新設工事でございます。補助事業としては8件で、1億2,375万7,200円でございます。

でまた、道路維持補修なんですけど、補修につきましては、105件の920万8,500円、同じく補修の工事のほうは9件の920万8,500円でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

道路新設では1億5,000万ぐらいですかね。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

はい、トータルでそうでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

１億５，０００万の道路新設改良費、これに限って見れば、契約課のほうでは落札率は何のくらいの平均になっていますか、道路新設が。

○議長（堀田 英雄君）

松本契約課長。

○契約課長（松本 賢剛君）

お答えいたします。

土木の工事に関しては、落札率は入札の分については９３％でございます。（「９３％ですね」の声あり）はい。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

水巻町は、公共工事は制限つき一般競争入札、指名競争入札しておりますけども、平均、あわせて平均して加重平均でいえば８１．０６、単純平均では８２．２４と出ていますので、やはり１０％以上開きがあるというわけです。この道路新設工事においても、１０％中間市も下げることができたとしたならば、１，５００万の経費削減になるわけです。

そしてまた、下水道においては、建設費は２５年度どのくらいになっていますか。

○議長（堀田 英雄君）

永野局長。

○上下水道局長（永野 博之君）

お答えいたします。

正確には調べてきていませんが、９億円程度工事請負費は使っていると思います。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

はい、わかりました。そして契約課のほうでは下水道工事における落札率は何のくらいですか。

○議長（堀田 英雄君）

松本課長。

○契約課長（松本 賢剛君）

先ほど申しました土木の中に一応下水の工事も全部入っているんですよ。（「ああそうですか」の声あり）はい。それで、土木と下水と合わせて落札率が（「９３％ということ

ですね」の声あり) はい、93%ということです。

○議長(堀田 英雄君)

佐々木晴一君。

○議員(12番 佐々木晴一君)

下水道9億、そしてまた道路新設で1億5,000万、合わせて10億5,000万ということで10%下げることができたとしたら、1億500万、これだけの経費削減ができるわけです。ですので、この落札率というのを非常に下げなきゃいけないと思いますけども、それ以前に、それもあるんですけども、もっと経費計上、経費を安くできる方法はあるわけです。

先ほど申しましたように、設計と施工一括発注方式、これに変えるだけでも大分メリットがあるわけです。これは国土交通省の設計・施工一括発注導入検討委員会の國島さんという方が、これまた論文を出しているんですけども、これをすることによって非常にコストダウンができるとされているわけです。

25年度で見れば、設計だけでも1億1,000万の外注しているはずですが、それは間違いないですかね。よろしいですか。(「はい」の声あり) 契約課、設計では25年度はどのくらいかかっていますか。たしか私調べて1億1,000。

○議長(堀田 英雄君)

松本課長。

○契約課長(松本 賢剛君)

お答えいたします。

設計の委託が入札の分については、件数は26件でございます。請負額にいたしまして1億7,200万でございます。(「失礼しました。私1億1,000万ち、1億7,000万」の声あり) はい。(「はい、ありがとうございます」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

佐々木晴一君。

○議員(12番 佐々木晴一君)

それで、先ほどの施工だけで10億5,000万、そして設計で1億7,000万、して合計12億2,000万が設計と施工でかかっているということになりますね。12億2,000万、これ落札率を下げたら当然1億2,000万近く、10%下げれば下がるということですけども、それ以前にまた、設計・施工一括方式をすることによって、これまたコストダウンができるという、こういう論文にも書いているわけですけども、設計・施工一括方式を採用すれば、施工者が自分たちの持つ技術力を生かして設計することができ、設計途中でも着工できるというメリットがあると。そして発注者から見ても必要な機能や性能を有する目的物をより安く入手することが期待できるとともに、設計から施工までの責任を施工業者が負うことになるので、責任の一元化に資するということになっているわ

けですけども、こういったこともあります。

そしてまた、昔からの名残で公共工事というのは、等しく工区を分けて入札をするということもやっているわけです。これを工区を分けてやるということもやはりコストが上がる要因となっているわけですね。これも工区も分けないようにすることも検討していいんじゃないかなと私は思うわけです。

そして、中間市は地域限定制というものをやっていると思いますけども、市内業者、準市内業者というのを上げていると思いますけども、この市内業者というのは本社が中間市にあるのか、あるいは社長が住んでいるのか、これが市内業者、そしてまた準市内業者というのは支店が中間市にあるか、また、社長自身が中間市に住んでいるかですよ、間違いないですかね。

○議長（堀田 英雄君）

松本課長。

○契約課長（松本 賢剛君）

お答えいたします。

準市内業者につきましては、本市に支店を配置しまして、本市に代表者が法人市民税を納入している法人ですね。よろしいですか。（「はい」の声あり）準市内業者、中間市のほうに支店を配置しまして、本市に代表者の住所があるということですね。（「そうですね。はい、わかりました」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

そしてまた、そういう地域限定制、またランクづけというのも中間市しています。ランクづけによってA、B、C、D分かれていると思いますけども、こういったランクづけ、指名競争入札でランクづけすることによって、市内業者を守ることですけども、しかし技術力の高い市外の業者が入ってこれないということも、デメリットもあるわけですね。そういう技術力があって、設計力もあって、そういう機材なんかも持っている。人材も豊富に抱えている、そういったところやったら当然コストが安くなるわけです。

設計もできるし、施工もできるし、両方一緒に一括方式ができる。そして長い工区だとしても、それを全部請け負うことができる。そういったこともやれば、コストダウンになると。中間市は、とにかく工区を分けて、いろんな業者にある程度仕事を与えるために工区を分けて発注していると思いますけども、これはコストがかかるんですね。仕事をあげることはできますけども、非常にお金がかかる。こういったことも改めていくべきだと思っています。

何よりも、中間市はそういう設計と施工分離発注方式をとっていますけども、設計は委託していますけども、これ自分のところでやってもいいんじゃないかと思うんですけども、

やるためにはそれだけ技術者がいないといけないんですけども、建設産業部においてはどのくらいの有資格者がいるんでしょうか、1級建築士が何人、2級建築士が何人、建築施工管理技士、土木施工管理技士、管工事施工管理技士、道路施工管理技士、どのくらいいるんでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

建設産業部においては、1級土木施工管理技士が4名、1級建築士が1名、2級建築士が1名、あと個人で重複して資格をいろいろ持っておりますので、例えば1級建築施工管理技士、それと1級福祉コーディネーターという名称のあれがあつて、採石業務管理技士、測量士の資格を持っております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

もしこのメンバーでそういう設計をやっていかうとした場合、できますか。委託しないで、1億7,000万の25年度では設計委託してると思いますけど、これを自分のところでやろうと思ったらできますか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

複雑な用地測量とかそういうのは難しいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

1億何、毎年何億ちゅうかけて設計だけでもしてるわけですので、施工はまだいろいろ検討段階だとしても、設計ぐらいは役所でやっぱやる。高学歴で優秀な人がいるわけですから、これぐらいは外注しないでできるだけの力量を備えていただきたいなと私は思うんですけども、市長、どうでしょうかね、こういうことやれませんかね、やっていただけないでしょうかね。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今の陣容では少し無理があるんじゃないかなと、そんなふうに思っておりますし、設計

と施工一括発注というお話でもございますけども、やはり強度計算等々専門的な資格を持った人間が必要でございます。今の中間市内の業者の方でそれだけの陣容を整えて対応できる場所というのはそうそうございませんし、そのような方法をとれば、当然よそからもうゼネコン等が入り込んで中間市は本当にどうなるかわかんような状況になりかねん、そのように思っております。

できる限り委託料等々減らすようにうちの職員も頑張っていくとは思いますが、今のところうちのほうで設計までというのは少し無理があるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

ぜひともそこら辺の人材の育成、また確保していただきたいなと思っております。そういう有資格者、民間から引き抜くとか、いろんな方法あると思います。私も２級建築士、２級建築施工管理技士とか宅建とか持っていますけども、やはりスキルアップを職員においてもやっていただきたい。そして施工は市内施工業者を育成していくという目的があったとして、継続したとしても、設計ぐらいは中間市単独でできるようになっていただきたい。それだけでも浮きますし、将来的にはそういう施工のほうもしっかりとそういう一括方式とか、コストを削減できるような方策をいろいろ国もやってるわけですから、中間市も明治時代のそういう公共工事の課題を引きずるんじゃなくて、もう平成、２１世紀の公共工事を見開いていただきたいなと思います。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告に従いまして、２点について質問をさせていただきます。

初めに、本市における胃がん検診の充実について伺います。

日本では、がんの中で最も罹患する人の数が多いのは胃がんと言われています。毎年１１万人が発症し、５万人が亡くなっています。胃がんは、早期発見・早期治療ができれば助かる病気になってまいりました。

しかし、胃がんによる死亡者数はこの４０年間ずっと横ばいの状態です。これまで胃がんの原因は生活習慣によるものと言われてきましたが、近年の研究でヘリコバクターピロリ菌の感染が最も大きな原因であることが明らかになってまいりました。

胃がんの９０％以上がピロリ菌の感染による胃炎が原因で、ピロリ菌を除菌すれば胃が

んの発症を抑制することが可能であることもわかってまいりました。このことは、既に1990年代から2000年初めにかけての研究で医学的には世界の常識となっております。

さらに、国際がん研究機関も既に胃がんの原因はピロリ菌であることを認めています。

ところが、その医学界の常識、世界の常識が日本ではなかなか受け入れられない実態が今日まで続いてまいりました。しかし、最近になって厚労省は、ヘリコバクターピロリ菌が胃がんの発がん因子であることを認めました。世界の胃がん患者のうち6割近くが中国、韓国、日本、つまり東アジア3カ国に集中し、東アジアの地域病とも言われております。

文献によりますと、ピロリ菌がいなければ胃が痛くなっても胃潰瘍にはなりません。しかし、ピロリ菌に感染すると、数週間から数カ月で必ず慢性胃炎になり、その後20年から30年かけて萎縮性胃炎になります。萎縮性とは胃の粘膜が老化することです。その後、分化型胃がんへと進んでまいります。ピロリ菌に感染しているだけで、胃に炎症はないということはありません。特に若い人は慢性胃炎から一気にスキルス胃がんへと進行する例もあるそうです。

したがって、ピロリ菌をまず見つけ出し、除菌をすることが、胃がんを予防する一番の近道なのです。市町村が検診を実施する権限を持っていますので、ピロリ菌検査と除菌の責任は市町村にあると思います。本市においての胃がん検診にピロリ菌の感染検査を取り入れられまして、本市における胃がんの発症を限りなくゼロに近づけ、市民の皆様の命を守り、「元気な風がふくまち なかま」を目指すお考えはありませんか、市長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当市では、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識をし、健康増進法第19条の2に基づきます健康増進事業といたしまして、国が定めます「がん予防重点健康教育及びがん検診の実施のための指針」にのっとりまして、がん検診を実施をいたしております。

この指針は、がんの死亡率を低下させるための有効性が確立した方法を国として推奨するもので、市町村が、がん検診事業を実施する際の基準となっております。

本市の胃がん検診では、この指針で推奨されております胃部のエックス線検査を推進をいたしております。また、ピロリ菌の検診につきましては、現在、胃潰瘍等の原因としてのピロリ菌との関連性は認められておりますが、胃がん検診としてピロリ菌感染の有無を調べることは国の指針に位置づけられていない状況でございまして、今後、国の動向等々見守って考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

また、昨年2月からこのピロリ菌の除菌が保険適用になっておりまして、そういう意味で治療の選択肢等々が広がっております。そういうのを利用していただければと、そのように思っております。

本市といたしましては、国のがん対策事業を踏まえまして、正しい健康意識の普及啓発とあわせまして、がん予防対策等々総合的に推進してまいりたいと思っております。国等々のそのような動きを見ていきたいなと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

本市で行われておりますエックス線検査、またバリウム等の検査ではなかなかピロリ菌は見つからないというふうに聞いております。平成２４年の３月議会におきまして、このピロリ菌検査について質問をいたしました。今回２回目の質問になりますが、私ごとで恐縮なんですけども、本当に戦後間もなく生まれた団塊世代の一人です。小さいころ下水道が完備されていないところに育ち、水道水や井戸水を多く飲んで育ちましたので、ピロリ菌が存在する可能性が非常に高いと思い、内科で調べていただきました。結果は、幸い陰性でしたけども、６５歳以上の私どもは非常に高いピロリ菌の感染率を示します。

胃がんは６０歳を超えると急速に増加をいたします。このピロリ菌検査を市長は国の動向を見てとおっしゃいましたけども、検査の方法として内視鏡を使う方法と、内視鏡を使わない方法の二つがあります。内視鏡を使わない方法に４通りありまして、一つは血液検査、二つ目は尿検査、三つ目は便による検査、四つ目は薬を飲み２０分ほど経過をして、吐く息で調べる検査というのがございます。

この私どもの市の検診において、血液とか尿とか便の採取も既に行われておりますので、この検査の際にピロリ菌検査もあわせて実施されてはいかがでしょうか。突然ですけども、白橋部長、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

胃がん検診の国の推奨がなぜないのかというところなんですけれども、国のほうではピロリ菌感染と胃がん発病に因果関係があることは証明されていると。ただ、がん検診としてピロリ菌を用いた場合の死亡率減少効果を検討した研究はまだなされていないと。ピロリ菌抗体によるリスク層のリスク層別化は可能だが、胃がん検診として用いた場合の感度、特異度は低く、内視鏡を中心とした画像検査が必要でありますということになっておりますので、ここら辺の不利益について陰陽性を過剰診断の可能性があるということで、胃がん検診の中に推奨しないというふうに考え方がありますので、そういう結果に基づいて国が指針しておりますので、それに従っておるというところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

ありがとうございます。一旦できました萎縮性胃炎というのは、改善しないと言われておりますが、高齢になっても、ピロリ菌さえ除菌すれば、時間がかかるそうですが、80%以上は改善されて、胃は再生してもとに戻る可能性もあるということでございます。

先ほど白橋部長からお答えいただきましたけども、公明党の参議院議員の秋野公造は、医学博士でもありますけれども、国会でこのピロリ菌除菌の必要性を本当に強く訴えてまいりました。その結果、2013年2月より、胃潰瘍、十二指腸潰瘍だけでなく、慢性胃炎の段階でも除菌をすることが、異例の早さで保険適用となりました。

先進市町村の事例でございますけれども、同じ福岡県の添田町は、2012年からピロリ菌感染の血液検査を胃がん検診時に全額自己負担ですけれども、導入をいたしました。

また、田川の川崎町も、2013年、昨年から総合検診の項目に無料でピロリ菌検査を追加をいたしました。

これは、胃がんだけでなく、胃潰瘍などのピロリ菌関連疾患を抑制し、医療費の適正化につながるものと思いますけども、この点についていかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

先ほど議員言われたように、川崎町、添田町が実施しておりますが、だんだん少しずつその輪も広がっている状況がありますので、そこらも見きわめていきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

予防というのはがん対策のもう本当に重要な課題です。本市の健康診断に諸悪の根源でありますピロリ菌検査の実施を強く要望し、次の質問に移ります。

次に、4月より導入されます消費税率引き上げに伴う臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について伺います。

消費税には、所得が低いほど負担が重くなる逆進性の問題があります。公明党は、消費税引き上げに際し、低所得の方への配慮が必要であると、その対策の実現を一貫して訴えてまいりました。

その負担を緩和するために、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとなりました。本市におきまして、その対象となる方々への周知徹底と申請手続の方法、また、どのような形での支給となるのか、その詳細について市長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては、担当部長のほうからお答えをさせます。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

まず、この制度でございますけれども、本年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、低所得者への影響を鑑みまして、26年度の市民税均等割非課税の世帯に1人当たり1万円と、老齢福祉年金等の受給者はさらに5,000円を臨時福祉給付金として支給することになっております。

本市においても、26年度予算で事務費、事業費合わせまして2億3,000万円ほど予算計上させていただいております。

また、子育て世帯の影響を緩和するということで、子育て世帯の消費の下支えの観点から、児童手当の受給者のうち児童手当の所得制限に満たない方で、臨時給付金の対象から外れた方に対して、1人1万円の給付となっております。26年度予算で4,600万円ほど計上させております。

なお、生活保護世帯につきましては、生活保護基準の改定を行いますので、この両給付金の対象からは外れております。

議員ご質問の開始時期でございますけれども、臨時福祉給付金につきましては、開始時期を平成26年の7月ごろを想定しております。これは市民税の非課税の方ということになっておりますので、税の賦課の確定してからということになりますので、その時期になるかと思っております。

また、子育て世帯の臨時特例給付金につきましては、児童手当の受給者の便宜上、6月ごろに行う現況届と同時に受け付けで対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

財源について伺いますけれども、全額国庫負担なのでしょうか。それと、実施に係る事務費についても、国庫負担であると認識しておりますけれども、間違いありませんでしょうか。白橋部長。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

全額国庫負担でございます。10分の10でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

これは、１回限りの支給なんですか。白橋部長。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

現在のところ１回限りだと思います。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

では、最後に本市として対象となる方の人数と、さらに——支給の時期はさっき伺いましたけども、大体人数はどのぐらいになりますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

臨時給付金のほうでございますけども、基本分——１万円の分でございますけども、１万２，９２９人で計算しております。加算分といたしましては、１万１，６８１人ということで算定させていただいております。

子育ての世帯のほうでございますけれども、国の計算式等ございまして、それに当てはめると、４，１８３人で算定させていただいております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

では、対象となる方々に一人も漏れなく周知を徹底していただきまして、それをお願い申し上げます、一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、田口善大君。

○議員（３番 田口 善大君）

こんにちは。私は、昨年の７月１４日に投票が行われました中間市議会議員選挙におきまして初当選させていただきました、明政クラブの田口善大と申します。よろしくお願いします。

初めての一般質問でふなれな上、若輩者ですので言葉足らずな点もあるかと思いますが、精いっぱいお年寄りから子どもまでどなたが聞いてもわかる言葉遣いで質問させていただ

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問通告書に基づきまして3点質問させていただきたいと思います。

まず最初に、若者の政治離れ対策について質問させていただきます。

全国的に若い世代の政治離れが叫ばれており、中間市におきましても選挙があるごとに投票率が下がってきております。これは大きな問題であり、これから未来の責任世代である20代、30代、40代の人たちが政治に興味がない、興味を持てないような状況で、未来は果たして大丈夫なのか、大きな疑問があるところでございますが、そこでまず初めに、若者の政治離れの問題について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

若い世代の政治離れや選挙での投票率の低下は議員同様、私も大変憂慮いたしているところでございます。

選挙は、国民の意思を政治に反映させるための大変重要な制度でございますし、議会制民主主義を支えるものと、そのように思っております。

国におきましては、公職選挙法の改正がなされまして、昨年からはインターネットによる選挙活動が解禁されるなど、新しい形の選挙が始まっております。議員も十分利用されたことと思いますけども、若者の関心もそういう面では高まるのではないかなと、そのように思っているところでございます。

とりわけ、若い方に市政や選挙への関心を持ってもらうということは、若い世代の市政への参画を促すこととなりますし、また、私が進めております協働のまちづくりを、そういうことにつきましても、大きな役割を持ってもらうこととなるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

当市にとりましても、大変重要なことと、そのように思っているところでございますし、今後も若者の政治離れを防ぐためにも、選挙管理委員会等々の関係機関と十分連携をしながら、コミュニティ無線や広報車等によります投票への呼びかけ、広報紙、ホームページ、選挙公報等々による情報提供など、さまざまな手段を講じまして政治や選挙意識の高揚を図るため、効果的な対策を広く検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口善大君。

○議員（3番 田口 善大君）

市長の言われたとおりです。本当に若い世代が離れているなという、僕も周りと共にそういう政治の話を話すと煙たがれるという状況なんでございますが、私も選挙の際、ずっと訴えさせていただいたんですが、この現状の一番の問題点は、若い人になかなか情報が

おりないということだと思います。

いろいろマスコミや市のほうでも市政だよりなどで情報発信をされておるかと思うんですが、なかなか若い人が目を通さない現状だと思っております。情報がないから興味が持てない、興味を持たないから選挙に行かないという、現状悪循環になっております。

しかし、中間市をよくするためにという思いを持っている若い人も私は多く、若い世代の中にもいるのではないかと考えております。

市においても、市政について、先ほど申しましたように広報活動や選挙の際の広報活動などに力を入れておられるとは思いますが、ですが、現状投票率の右肩下がりの状態であり、広報活動などの成果がなかなか見えてきていないのが現状ではないかと思っています。

そこで、この状況を考えますと、今を変えるための努力は市のほうで力いっぱい、精いっぱいされておるかと思うんですが、なかなかそれで変わらない現状を考えますと、未来志向に考えて、今を変えるというよりは未来を考えて、未来を担う子どもたちにもっと市政・市議会を身近に感じてもらえるようにすることが一番重要なのではないかと考えますが、市長はどのように思われますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

未来を担う子どもたちが市政・市議会を身近に感じてもらうことは、子どものうちから中間市のことに関心を持ち、郷土意識を醸成することにつながるということで、大変有意義なことだと思っております。

まず、いきなり政治、市政、議会というよりも、私自身は、川をきれいにするとか、学校の近くの清掃というようなことで、身近にまずは社会にかかわっていただくようなことも必要ではないかなと、そのように思っているところでございます。

うちのほうは消防署の見学やら、浄水場の見学等々も含めまして、それとまた中間市の、これ中学生かな、職場体験等々一日市の仕事をさせていただいたりとか、そういうようなことで、少しずつではございますが、そういうふうなことに興味を持っていただくようなことはやっているところでございます。

そういうことをもう一つ進めまして、そのような中間市がどんなことをするのかとか、議員さんたちがどんな仕事をされているのか等々、少しわかりやすいような方法で子どもさんたちの意識といいますか、学習等々を高めていきたいなとは思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口善大君。

○議員（3番 田口 善大君）

ありがとうございます。いろいろ対策のほうなどを考えて、なるべく子どもに身近に感じてもらえるようにということではいろいろな対策をされているということがわかり、少し

安心したところでございます。

ただ、私自身が議員になって初めて議場に入らしていただいて、中間市にこんな場所があったのかなと、正直かなり驚きました。普通に考えれば、地方自治で議会などがあるので議場があるのは当たり前なんですけど、先輩方から見ればそんなことも知らないのかと言われるかもしれないんですが、若い人の中には知らない人が多くいるというのが事実なんです。

議場に入ったときに、ちょっと写真を撮って友達に議場こんなところやったという写真を見せると、中間のどこにあるのかと、皆さん口をそろえて言うんですね。それが若い人の現状でございます。

そこで、もっとやはり政治というものを身近に感じてもらうためには、知ってもらうために中間市にこういう施設がちゃんとあるんだと、まず知識として、経験として感じてもらうことが重要ではないかなと思っております。

で、これからの未来を担う子どもたちに、まず議場を開放し、市の公共施設を見学する際は必ず一度は議場見学を取り入れること、そして、実際に議場を使用しての模擬議会開催を私は提案させていただきたいと思えます。

これは、若者政治離れ対策の観点から見ても、教育の観点から見ても必ずプラスに作用することだと思います。私自身小学校のころ、議会政治とは何ぞやという授業を受けた際、教室でテレビで国会中継を見させていただいた記憶があるんですが、正直、国会議員さん、わあわあ言ってるだけで、大して実感も持てずに、ああこんなんだろうと、余り身近に感じることもなく、余り記憶に残ることもなく、友達と偶然そういう話をした際に、そういえば見たな程度で、余りその際に、授業を受けた際に身近に政治を考えるということもできませんでしたし、中間市がどうなのかなという興味も湧くことがありませんでした。

そういう自分自身の経験や友人たちの話を踏まえて、これをするによって少しでもきっかけの一つになるんじゃないかなと思うんですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

教育長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

未来を担う子どもたちに政治を身近に感じさせ、興味を持たせることは、大変有意義なことだと思っております。

中間市の小学校におきましては、3年生の社会科の学習、「わたしたちのまち みんなのまち」という単元の中で、自分たちの住んでいるまちの様子について調べ学習を行い、

その中で、市役所見学などを行っております。

また、6年生の社会科学習の「わたしたちの生活と政治」という単元の中では、市役所の取材や市議会の議場見学などを行いまして、市議会の役割等をきちんと指導しておるところでございます。

また、各中学校においては、生徒会役員選挙の際に、実際の選挙で使用している投票箱や投票用の記載台を使ったりして、架空の政党を立てて模擬選挙体験などの授業を取り入れておるところでございます。

このように義務教育9年間の中において、三権分立を具体的に体験させながら、児童生徒にとっても、一番身近な市議会や市役所の仕組みを理解させまして、興味・関心を高める取り組みを今行っているところでございます。

今後も議員ご指摘のとおり、政治に関する興味・関心を高めていく指導を行うためにも、体験活動を展開していくことが、非常に大切であるというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、議場を使用しての模擬議会の開催等についても、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口善大君。

○議員（3番 田口 善大君）

年間、議会の議場、臨時議会がない限りは年8カ月は閉じたまま、使われないままという現状だと思いますので、有効に活用していただければと思います。

若者の政治離れに歯どめをかけるためにも、また、小中学生の子どもたちに議場見学、議場を使用しての模擬議会を開催して、未来を担う子どもたちに少しでも政治を身近に感じて選挙に行って投票することの重要性を考えるきっかけをつくることが、現在・未来を変えるための最初の第一歩に私はなるんじゃないかと思っております。

続きまして、次に移らせていただきたいと思います。

次に、消防団格納庫の老朽化対策について伺います。

現在、消防署庁舎を含め各5分団格納庫は建設から20年以上が経過しております。最も古いところは38年経過しております。細かなところの補修などはされておりますが、外壁の防水は既に切れている状態であり、亀裂は至るところに入っており、かなり老朽化が進んでおります。全5分団のうち3分団が昭和56年以前に建てられ、現行法での耐震基準を満たしていない可能性がございます。

このような状態では、万が一の災害の際、出動できないような状況に陥る可能性も否定できないのではないのでしょうか。

そこで、防災強化のため、耐震基準を満たしていない可能性のある三つの分団については、早急に耐震補強・補修を、消防本部庁舎ほか二つの分団については、計画を立て補修を行っていくべきだと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

議員言われますように、昭和56年以前に建てられた分団が3カ所ございます。いずれも新耐震基準を満たしていない可能性があるということで懸念をいたしているところでございます。

消防本部の平成16年度からの実施計画策定調書には、消防団格納庫改修事業といたしまして、平成19年度から1カ所ずつ改修していこうという計画を立てていたんでございますけども、他の事業等々優先する部分がございまして、そのままになっているところでございます。

今後は、東日本大震災の教訓等々から、昨年12月13日に公布をされておりますが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的を実現するために、国が実施いたします消防防災に関する地方財政措置としての緊急防災・減災事業債のそのような活用を積極的に取り入れまして、できるだけ早い時期に消防団格納庫につきましては、耐震補強でいくのか、また建て替えていくのか、また、団員の皆さんが集まったときの駐車場、不足しておりまして、一度は駐車違反で団員の方が警察に罰金払わないかんという、そのような事態も起きておりますので、そういうことも含めながら、これはやらないかんなど、前向きに検討していきたいなど、そのように思っているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口善大君。

○議員（3番 田口 善大君）

今、市長のほうから前向きに検討するというお答えをいただきましたので、万が一の災害の際、消防本部・分団格納庫が倒壊し、消防車・救急車が出動できないなどあってはならないことだと思いますので、市民の皆様が安心して暮らせる中間市であり続けるためにも、必ず対応いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

最後に、消防・消防団の装備強化について伺います。

近年、ゲリラ豪雨などで中間市も水害の脅威が身近にございます。市長におきましても、防災に力を入れていただいていると思っております。しかし、万が一の際、消防署とともに中核を担って活動する消防団に必要な装備が現在不足している状態でございます。

万が一、水害の起こった場合、消防団員の多くが現在装備されている安全靴で活動することになるかと思いますが、これですと水が靴の中に入ってきて、ずぶぬれになりながらの活動になってくるかと思いますが、そうなれば、体温を奪われながら活動することになりますので、二次災害の可能性がかなり大幅に大きくなるのではないかと考えており

ます。

国も近年の異常気象による災害や東日本大震災という未曾有の大災害などを踏まえて、先ほど市長も言われましたとおり、昨年の１２月１３日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を公布・施行されております。

その中の第１４条において、「国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されております。

中間市においては、これを待つことなく、本年度予算で各分団１０足の現場用ゴム長靴を装備するための予算を組んでいただいております。しかし、これではまだまだ数的に十分とは言えない状況でございます。

そこで、今後も必要数がそろうまで継続的に装備強化を努めていただきたいと思いますと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

一旦、火災や大雨・洪水などの災害が発生しますれば、直ちに家業を一時とめて消防職員とともに消防防災活動に従事されます消防団員の皆様の装備に関しましては、先ほどの消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律の目的でもあります、住民の皆様の安全を実現するため、装備の改善による機能強化がまずもって求められることは十分承知いたしております。

今年度の事業といたしまして、既に現場活動服と火災等の現場用ゴム長靴を貸与させていただいております。また、平成２６年度の事業といたしまして、コミュニティ助成事業助成金の地域防災組織育成助成事業で、防火服の整備も計画させていただいております。

他の事業との兼ね合いもございますので、一度に何もかもというわけにはまいりませんが、今後とも絶え間なく取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口善大君。

○議員（３番 田口 善大君）

先ほど消防長も言われたとおり、なかなか一度にとはいかないとは思いますが、なるべくしていただければと思います。

ほかにも消防隊員・消防団員が直面している危険がございます。それが太陽光パネルを設置している住宅での火災の際、消火活動中や消火後に感電する危険性が太陽光パネルの普及とともに増加しております。

実際に平成23年9月に千葉県で、平成22年10月には東京都で消防隊員が感電するという事案が発生しております。幸い2件とも大けがや死亡事故にはつながっておりませんが、太陽光パネルの配線が切れて断熱材を伝わり通電したと見られており、目に見えない危険が目の前にあるということが知られてきております。

そこで、これからも増え続けると予想されますこの太陽光パネルの感電に関する問題を、中間市から発生させないためにも、早く対策を打つ必要があるのではないかと思います。市長、消防長、どちらかお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

お答えいたします。

太陽光パネルに絡む火災による消防隊員の感電事故防止のための装備強化が必要不可欠ではないかとの趣旨と拝聴いたしました。

議員ご指摘の消火作業中の感電事案等は、総務省消防庁が開設いたしております全国の消防本部からの活動中の危険体験事案の集積でございます、ヒヤリハットデータベースに12件、それから消防研究センターに2件が情報提供されておりますが、幸いにも大けがに至った事案はございません。また、消防団員の皆さんがかかわった事案も報告されております。

通常、火災現場では、消防職員や消防団員は踏み抜き防止性能や絶縁性能を有します現場活動用のゴム長靴を装備いたしますが、手袋につきましては、火災現場で想定される無線交信時のボタン操作ですとか、空気呼吸器のバルブの操作、それから放水時の水量の調整、さらに、暗闇におけます人命検索時の触覚機能——人間であるか、物であるかと、そういった機能なども総合的に判断いたしまして、現在は耐電ゴム手袋ではなく、鋭利な刃物、それからガラス片、金属突起などからも隊員の手を守る皮製、またはアラミド繊維と申しまして、引っ張り強さ、耐熱性、強靱性にすぐれた素材の耐切創手袋を装備して活動いたしております。

ですが一方、消防署のはしご車、タンク車及び救助工作車には高電圧環境下における作業も想定いたしまして、耐電手袋等を備えておりますので、消防団にも車両ごとの装備を検討いたしたいと考えております。

また、今後とも消防職員や消防団員の安全装備の充実には配慮してまいります。この感電事故防止に関しましては、装備の充実もさることながら、消火活動にかかる前に、消火の対象となる建築物や工作物に商業電源が通電状態なのかどうか、発電システムが存在するのか、そのあたりの確認作業が大事であると考えております。

現場に先着いたしました指揮隊や小隊長が逃げおくれた人がいるかいないかの最重要情報とともに、太陽光発電システムが設置されているのかどうか、ブレーカーなどの電源

が遮断されているのか否かの確認をすること、さらにそれらの情報を消防職員、消防団員、警察官、あるいは火災関係者に周知いたしまして、むやみに出火対象物に近づかない、ぬれたものにさわらない、それから、ぬれた地面や水たまりに足を踏み込まない、そういった危険回避行動によって感電による受傷をしないことが大事であると考えますことから、今後とも引き続き、消防職員、消防団員に対します安全管理の教育訓練も充実させながら、装備の充実とあわせて災害現場での事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口善大君。

○議員（3番 田口 善大君）

中間市からそういう消防隊員や、もちろん中間市民の負傷など、そういった事案が発生しないように周知徹底して努力していただきたいと思います。

中間市民の生命・財産・安全を守るために地域防災力の強化、そのための消防・消防団の装備強化をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、生活困窮家庭の子どもたちへの学習支援について質問いたします。

生活困窮家庭の子どもが大人になっても貧困状態に陥る「貧困の連鎖」を防ぐための法律「子どもの貧困対策法」が昨年6月に成立し、本年1月17日に施行されました。子どもの貧困対策法により、先進的な自治体では、生活保護で育った子どもが大人になって再び生活保護を受けることがないように、高校に進学してきちんと卒業し、安定した仕事についてもらうことを目標に、ボランティアによる学習支援を行っております。

学習支援の形態は、さまざまですが、学習意欲の向上や高校進学率が向上するなど、多くの成果が見込まれているようです。

保護率の高い本市においても、貧困の連鎖を断ち切る施策として、例えば団塊の世代の退職者などのお力をおかりして、子どもたちへの学習支援の提供を行うべきと考えますが、市長及び教育長の見解をお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年末の第185回の国会において、「生活困窮者自立支援法」が可決され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が本年1月に施行されたところでございます。

この法律は、子どもが将来その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としておるところでございます。

現在、本市には、県から各小中学校に一人一人の児童生徒に丁寧でわかりやすい授業を進めるために、指導方法工夫改善教員が配置されております。

また、本市独自の事業といたしまして、小学校3年生まで35人学級になるように対応教員を配置いたしまして、児童生徒一人一人にきめ細かい指導を行っているところでございます。

さらに、ゲストティーチャーや外国語の指導助手等を活用したティームティーチング、分割による少人数授業等、創意工夫を生かした授業を展開しているところでございます。

また、中間市の学習サポーター事業といたしまして、近隣の大学の学生を各小学校に十数名ずつ無償で週に1日程度派遣いたしまして、きめ細かい授業の実施や個に応じた教育の充実を図っているところでございます。

そのほかにも、小学校では放課後に学力補充の時間を設定しておりますし、中学校では、放課後学習教室や質問教室を開設いたしまして、個別の学習支援を行っているところでございます。

さらに、家庭学習の定着のための手引などを児童生徒だけでなく、保護者にも配布いたしまして、日常的な生活習慣の獲得を目指しているところでございます。

以上のようなさまざまな取り組みを学校内で行っておりますけども、あくまでも全児童生徒を対象に実施しておるところでございます。議員ご指摘の児童生徒には限定していないところはございます。

それで、今後、議員ご指摘のとおりでございますけども、貧困の連鎖を防ぐためにということで、本市におきましても、学習支援のあり方について、保健福祉部や教育委員会等の関係各課で連携しながら、国とか、それから県の動向を見据えまして、検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございました。教育現場でさまざま努力をされていることは十分に承知しているつもりでございます。

しかしながら、貧困の連鎖は絶たれていないという現状はあり、国は子どもの貧困対策法を成立させました。生活支援課の石田課長に伺いますが、本市においての生活保護世帯

の連鎖はどの程度見受けられるのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

石田課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

2世、3世のことだと思います。現状として、2世、3世の生活保護世帯はおられますが、数字的なものについては把握はいたしておりません。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

数値は把握していないということですが、調査をすれば数はきちっと出てくることと思います。今後、そういったことも必要かと思います。

今のご答弁からわかりますように、保護費の支給、いわゆる経済的支援だけでは生活の改善、要するに貧困の連鎖を防ぐことはなかなか難しいということではよろしいでしょうか。課長は現場でどのように感じているか。

○議長（堀田 英雄君）

石田課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

要因についてだろうというふうに思いますが、一概に生活保護世帯であるから学習力が低下しているというふうなところには考えておりません。さまざまな要因が複雑に絡み合っ、結果として2世、3世の生活保護世帯ができているのではないかというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

そこで、生活保護世帯の高校進学率を伺いたいと思います。

国のデータでは、一般世帯の高校進学率は98.2%、生活保護世帯の高校進学率はそれよりも8.7ポイント低い89.5%というふうに2013年のデータで出ておりました。本市の状況をどなたか、わかる方。はい、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

石田課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

お答えいたします。

平成25年度ですね、25年の3月に中学を卒業されました生活保護世帯の生徒数

18人中、高校に進学をされたお子さんが15人でありまして、率にして83.3%となっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

一般の世帯の高校進学率についてはわかりますでしょうか、数値。

○議長（堀田 英雄君）

深見課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

今手元に資料ございませんが、大体95%程度でございます。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

国において一般世帯と保護世帯を比べたときには、8.7ポイントですけど、本市においては、11.7ポイントとかなり大きな差が生じておりますし、また、保護世帯の進学率だけを比べても、国から比べると6.2ポイントも低いという現状があるということがわかると思います。

そこで、教育長にお伺いいたします。本市の就学援助率について伺いたいと思います。就学援助の制度がどういうものか、また、要保護、準要保護の定義とそれぞれの援助率についてお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

深見課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

要保護といいますのは、いわゆる生活保護家庭の子弟でございます。準要保護世帯と申しますのは、いわゆる生活保護には当たりませんが、学業を進めていく上で非常に家庭が生活状況が困窮しておりまして難しいと、そういう世帯に対して市のほうから補助しているところでございます。

実際の本市の要保護率、準要保護率を申しますと、これは25年10月1日の資料でございますが、要保護率は小中学校合わせまして3.6%となっております。また、準要保護率につきましては、26.4%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

ただいま本市の要保護、準要保護の援助率をお答えいただきましたけど、文科省の資料から出しましたところ、国の要保護、準要保護率は、要保護が１．５４で、準要保護率が１４．１０で、県の要保護率が２．４３、準要保護が２０．４５と福岡県は５番目に就学援助率が高いという数値が出ておりましたけども、そこから比べましても、中間市は３．６、また準要保護は２６．４とかなり高い数値になっております。これは教育長にもう一度伺いますけど、就学援助率が高いということは収入が低い家庭で育っている子どもが多いということではよろしいでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

お答えいたします。

かなり厳しい生活環境にあるんだなということはわかると思います。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

私も議員になって１０年ですけども、さまざまな市民相談の中で、ご家庭の中に入っていくことがございます。そこで、本当にさまざまな理由から子どもの養育能力が難しい親御さんのところを見たときに、本当に悲惨な子どもたちの姿を目にしてきました。

国の調査によりますと、保護者の年収が高いほど子どもの学力が高く、経済力のない家庭の子どもの学力は総体的に低いというデータが出ております。その理由の一つとして、昔は学校教育だけで育ってる子どもが多かったですけども、今は学校教育以外、要するに塾に通って学習をするという形でもって、進学やら就職やら果たしている子どもさんたちがたくさんいるという、新しい教育環境になったという、要するに学校教育だけではなかなか子どもたちの学習は補完ができないというような、教育委員会には本当に申しわけないんですけども、そういった現状があるようでございます。

実際に、文科省の子どもの学習調査の結果では、そういった塾やらそういった費用は教育補助費ということらしいですけども、公立学校の中学生の平均が２２万４，０００円、年間ですね、小学生の平均が８万７，０００円ということで、こういった費用はなかなか厳しい家庭においては、この費用は捻出することができないということでございます。

そういった意味で、中間市は先ほど就学援助率が要保護、準要保護合わせて３０．０と、もう本当に３．３人に１人が経済的に厳しい家庭の中で育っているという現状を見たときに、本市の行政の力でそういった子どもたちの学習支援をすることは、本当に本市にとっては、喫緊の課題ではないかというふうに思っております。

改めて市長にお伺いしたいと思いますが、こういった子どもの貧困を取り扱う部署、それは教育委員会なのか、それとも保健福祉部になるのか、その辺は市長としてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今教育長がお話ししましたように、本市といたしましては、本当にきめ細かい授業、また個々に対する教育の充実を図ってきております。これは、よそに負けていないと、そういうふうな自負はございます。

今、議員言われます、貧困の連鎖を絶つためにはどうすれば、どこがその担当部署かということでございますが、先ほどお話ありましたように、家庭の問題等々も含めまして、これは関係部署が総合的に対応していかなければいけない問題だと、そのように認識をいたしております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

市長の答弁に安心いたしました。全て教育委員会任せになってはいけないというふうに私自身も思っております。子どもの貧困対策法は、親から子への貧困の連鎖を断ち切るために生活の苦しい子どもに教育面で支援するという法律というふうに理解しております。貧困に陥った家庭では、先ほども申しましたように、子どもの塾代や参考書代を払うことがままなりません。

そういった意味で、埼玉県では平成22年から中学生を対象に高校進学を目指した学習教室を始めています。先生役は大学生のボランティアで、マンツーマンで一人一人の学力に合った学習支援を行っています。会場は特別養護老人ホームの会議室や食堂を提供してもらっているというふうに伺っています。

平成24年度には生活保護世帯の高校進学率が97%と、学習教室開始前よりも10ポイント上がったそうであります。またさらに、平成25年度からは高校生を対象に高校中退防止の教室も始めております。

もう一つ事例を申し上げます。江戸川区では、ケースワーカーが中心とした有志が無料で中学3年生に勉強を教えています。埼玉県のホームページには、貧困の連鎖を断ち切るには息の長い取り組みが必要ですが、子どもたちの将来を見つめ、着実に支援を続けていきますと力強い決意が述べられておりました。

市長に再度お伺いします。本市は、先ほども申しましたように就学援助率が高く、また高校進学率の低い現状にあります。そういった子どもたちへの学習支援は必要な施策と思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

学習支援といいますと、そういう塾的なものを開いたらどうかということでございますかね。（「はい」の声あり）今、お話ししましたように、当市といたしましては、もう十数年前から学校内におきましてそのような補充教室、これやっているわけでございます。そういうことも含めて、今の進学率を担保しているんじゃないかなという思いがします。

もしそれがなければ、ひょっとしたら中間市まだ低い部分かもしれませんし、そのあたりはわかりませんけどもが、私ちょっと危惧するのは、貧困の連鎖を絶ちますよ、貧困の家庭の子どもさんに対してこういうことをしますよ、今よそのところでやっておられる事業名ですね、どんなふうな事業名でそういうふうな子どもさんを募集されているのか。これは慎重にやらないと、これ差別につながってくる問題も含んでいるんじゃないかなという、そういう危惧がいたすんでございますけどが。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございます。市長が危惧されていることは、私もやはりそういった部分はあるかなというふうに思っております。

埼玉県の場合は、チャレンジ教室というような名称がついてたと思います。ちょっと資料が、ごめんなさい、あれですので、済みません。で、そういった形で市長の危惧されることもわかりますけども、子どもたちの、厳しい子どもたちの現状を見たときに、やはりその子どもたちを支えるのは私ども大人ではないかというふうに考えております。そういった意味で、一步踏み出していただきたいなと思っております。

白橋部長にお伺いします。これに関しては、昨年１２月に成立した生活困窮者自立支援法の任意事業に学習支援事業というものがあまして、モデル事業として国の補正予算がついているというふうに聞いておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、生活困窮自立支援法の中に、任意事業で生活困窮家庭の学習支援、その他生活困窮者の自立促進に必要な事業というものがございます。県のほうに確認したところ、現在のところ県としてはこのモデル事業は実施していないという状況でございました。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

どなたが県のほうに問い合わせしたかはちょっと存じませんが、私も県のほうに問い合わせをいたしました。これは、モデル事業の申請時期がありまして、その時期に申請したのに対しての予算が県の基金として、国から補助金という形で出ているようでございますが、担当の方に伺ったところ、国には補正予算の積み増し分がまだあって、新たにこれから申請しても、もしかしたら予算がつくかもしれないというお話でございました。ぜひともその辺、市としてもご検討いただいて、一日も早く今成長期にある子どもたちの育ちを支えていただけないかなというふうに思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

先ほども市長の答弁の中にありましたけれども、どういう名称で、どういう方式でやるのか、非常に難しいところもございます。その点、他市の状況等精査して、調査して、教育部門と連携しながら検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

先ほども申しましたように、子どもの学力に関する調査では、親の収入によって明らかな差が出てきております。学びたくても学べない、結果として学びたいという意欲さえもなくしてしまう子どももいます。短期的には予算もかかりますが、少子化が進む中で、自立した社会保障の支え手を育てるということは、中間市の未来をつくっていくことになるのではないのでしょうか。長期的な展望に立った施策の取り組みを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

次に、自治会加入率についての質問に移ります。

本市の自治会制度が設立され３年を迎えようとしています。自主防災組織の立ち上げや、まちづくり協議会の設立など、協働のまちづくりに向けての構想が形を整えつつあります。その反面、会員の加入率の低下に苦しんでいる自治会も少なくありません。

このような現状をどのように捉えておられるのか、また加入率向上に向けての対策について伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

自治会が地域コミュニティの基盤となる基本的な組織でございまして、本市の市政運営にとっても本当に欠かせない組織でございます。

いろんな協力をいただいているところでございますし、自治会活動を行う上で自治会加入促進が組織運営の大変重要な課題であることは十分認識をいたしているところでございます。

自治会制度の導入や校区まちづくり協議会の設立等々は、まさに組織体制の強化や効率的な運営、人材確保、市民協働の推進など、さまざまな面で地域コミュニティの活性化を図る目的で実施をいたしているところでございます。

詳細につきましては、担当部のほうお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

自治会制度は、町内会長や町内公民館長、市民の皆様との協議のもと、既存の町内会と町内公民館の二つの組織が統合される形で、平成23年4月1日にスタートいたしました。

議員ご指摘の自治会加入率でございますが、総世帯数における加入世帯数の割合を求めましたところ、平成22年度は70.4%、平成24年度は65.4%、平成25年度は64.5%となっております。年々加入率が低下している、そういう実態がございます。

この自治会加入率低下に歯どめをかける対策を求めるご意見が、自治会長や自治会役員の方々を初め、地域のまちづくりに取り組まれている市民の皆様から多く寄せられております。

こうした中で、本市が取り組んでおります自治会加入率向上に向けての対策でございますけれども、平成19年度から全ての会長の氏名と連絡先電話番号を掲載した加入案内チラシを暮らしの便利帳とともに市民課窓口へ備え、転入・転居の受付に来られた方に、便利帳とチラシをあわせて配布するとともに、必ず口頭でも加入案内をいたしております。

また、広報なかまに自治会加入促進特集を組んだり、自治会長の要望により地域に適したチラシ案を作成するなど、そういう支援措置を講じているところでございます。

さらに、新築アパート等の情報を自治会長へ提供したり、新築物件の管理会社等に対して個別に入居者への加入促進を働きかけるなど、新たな取り組みも行っております。

現在、設置を進めております校区まちづくり協議会については、自治会への加入・未加入を問わず、あらゆる世代の市民の方々を参画対象としておりますので、このまちづくり協議会が実施する事業への参画をきっかけとして、自治会への加入に結びつけていくことができるのではないかと期待しているところでございます。

なお、平成17年に最高裁判所で争われました「自治会費等請求事件」では、自治会は、地縁、いわゆる地域の結びつきにより形成された任意団体であり、強制加入団体ではない

ことから、脱会する自由があるとの判例が示されております。

したがって、自治会の入会・退会に関しましては、強制力はなく、残念ながら抜本的な解決策はいまだ見つかっていないのが実情でございます。

今後とも、自主防災組織の設立などの地域コミュニティ強化に向けた取り組みを進めながら、未加入者への地道な働きかけやお願いを続けていくことが、自治会加入促進へとつながっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

中には、加入率が向上している自治会もあるんですよね。また、加入率が満たない自治会がもう10ございます。そういった、あと大幅に加入率が落ち込んでいる自治会もございます、もう何十%もですね。そういった自治会に対しての調査等を行っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

柴田課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

個別の案件について、1件1件全自治会長にお聞きはいたしておりません。ただ、数字的に大きく変動したところについては、その事情についてお伺いしたことはございます。

今、議員がご指摘されました増えたところでございますけれども、そこにおいては自治会長さんが1軒1軒回られまして、加入促進を呼びかけたというふうなことでお聞きしているという自治会がございました。

それから、減少しているところでございますけれども、これはやはり高齢化とかいろいろな事情で組単位で自治会を抜けられたとか、というようなところもございました。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

さまざま担当課としても努力はなさっていると思いますけれども、中間市の自治会加入率の状況というのは、県下においてどのぐらいの位置にあるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

先ほど白尾部長のほうから答弁いたしましたように、本市の自治会加入率は平成24年

度で65.4%という数字が出ております。この中で、最も低い市、これは市の平均、データが出ておりますけども、最も低いところで34.2%という市がございます。それから、高いところがございますけれども、これはうきは市というところで、93.3%、同じく糸島市で93.3%というような数字が出てございます。

本市においては大体真ん中辺かなというような感じでございます。それから、高いところでもう1件、大川市96.2%、筑後市94%、柳川市95.8%、こういったところが高いところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

事前にいただいた加入率の一覧を見ると、今担当課長はおっしゃられませんでしたけども、中間市の自治会加入率は後ろから4番目という、決していい加入状況ではないということなんです。こういった加入率がかなり低い自治体もございますけども、本市として加入率のボーダーラインはどのあたりだというふうにお考えでしょうか。答えづらいかもしれないけど、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ボーダーラインというのは特に、そういう目標となるものはないと思うんですね。やはり1%でも高く目標を備えて、もう100%を目指すつもりで取り組んでいく必要があるだろうと思っています。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

私個人の考えですけども、加入率の向上の鍵は、協働のまちづくりの推進母体である本市政に携わっております職員及び職員OBの存在ではないかというふうに考えております。そこで、職員の自治会加入率の状況について伺います。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この加入率調査、直近で行いました。それで、今、まず市内居住者のみに限定いたしますと、職員の自治会加入率は78.7%でございます。そして、その中で加入している職員の中で、活動を実際に行っている職員は66.1%と、そういう数字が出ております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

今の状況を市長受けとめられて、市長が責任を持って職員の加入率１００％を目指していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

市長。

○市長（松下 俊男君）

しっかりそのような話はさせていただきたい。また機会あるごとにそのような話はさせていただいているところでございます。

それと、近隣、鞍手、遠賀等々そのところから職員採用いたしまして、その方たち、女性も含めまして、単身で中間に来まして、その中間でやはり自治会に入っているという、そのような積極的な職員もおるということはおわかりいただきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

自治会の中も同じですけど、やはり一人一人のそれぞれの考え方でかなりの温度差があるということは私も承知しております。

そこで、横浜市では、「地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」を制定して、市民の役割、市の責務、市職員の責務等を定めて、地域活動への参加の促進を後押ししております。

本市でもこういった条例をつくって、地域活動の後押しをしたらいかがかと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

議員おっしゃいましたように、全国的に自治会加入を促進する目的で制定された自治体が、横浜、京都、八潮とか散見されております。その条例に定められている内容をちょっと見てみますと、大体３点に集約されるのかなと思っています。

その一つが、自治会や町内会の組織活動を支援するための財政的措置をとることですね。それからもう一つが、積極的な広報啓発活動に努めること。そしてもう一つが、地域の支援の拠点としてまちづくりセンターへの充実に努めること、おおむねこの３点に集約されていると思います。

現在、中間市では、そういう自治会等への育成交付金とか、連合会補助金とかいう、そういう財政的な措置はとっておりますし、情報の啓発とか、情報提供につきましても、先ほど答弁いたしましたような活動をいたしております。

また拠点づくりにおきましても、今、まちづくり協議会の拠点となる事務スペースの確保等の取り組みを行っておりますので、この条例で求められるものは今施策として展開していると考えておりますので、今の時点で条例の制定は必要ないのかなと、そんなふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

横浜市の条例の特徴としては、市職員の責務という形で職員の地域活動への参加ということが明確に述べられているところなんですね。自治会長さんたちのお話を伺うと、自主防災組織だの、まちづくり協議会だの、さまざま行政からいろんなものが投げられてくるけども、本当に足元の自治会を見たときに高齢化は進むし、加入率は低下しているし、その中で市からの要望をこなしていくことはかなり負担になっているというような声もお聞きします。

そういった現状を踏まえたときに、やはり市職員が一丸となって地域活動に積極的に取り組むということは、大変重要なことではないかというふうに思っております。そのリーダーはやっぱり市長でしょうけども、そういった意味からも何かしらの条例制定は必要ではないかというふうに思っております。

今後とも、中間市が進める協働のまちづくりが本当に市民の皆様を巻き込んで、本当に住みよい中間市ができるような形になることをご祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後１時まで休憩いたします。

午後０時02分休憩

.....

午後０時58分再開

○議長（堀田 英雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、田口澄雄君。

○議員（７番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。

中間市の国民健康保険は、昨年度までに１１億円を超える赤字を抱え、その運営が非常に厳しくなっています。また、国のほうでは、ことし１月に、県単位の広域化に向けた地方三団体での協議を始めました。今の動きは、今からの問題であります、中間市のよう

に多額の赤字を抱えての広域化ということになりますと、今までとは違った、いろんな問題が生じてくることになると思われます。

今までも、広域化という点では介護保険や後期高齢者医療制度などがありました。介護保険については、単独での実施も可能でしたので、中間市は単独という形でスタートをいたしました。また、後期高齢者医療制度は、県単位の強制的なものでしたが、県が直接主体にはならず、別途広域連合をつくってこれを運営させました。

国保の広域化は、県が主体となるか、あるいは県単位の後期高齢者医療制度のような制度設計になるかはまだ不明ですが、今のままではどうも県の単位では間違いのないようであります。

ただ、国保の場合は、全国的に非常に運営が困難な中でも、各市町村の努力でかなりの施策を実施しているところに、その特徴があります。しかし、広域化となりますと、これが壊され、上のほうで決めたことに市町村はただ従うだけということにもなりかねません。加入者の負担が今よりずっと増えることは確実であります。

私たち日本共産党は、この国保の広域化については、こうしたことから、反対の立場であります。

それと、これら一連の制度発足には、被保険者負担の増大と公的責任の後退の問題があります。

定期的に保険料の変更を義務づけ、利用が増えれば負担も増えるという仕組みです。例えば、介護保険のホームヘルパーの利用については、以前は83%の人々は無料でしたが、介護保険が始まってからは、新たに利用者負担に1割負担が生じました。また、そうした利用が増えれば、それが即保険料の増額に連動いたします。

私たちは、こうした国民負担増の制度化には、反対の立場です。しかし、今のところは国保の広域化という、この新制度移行への動きがかなり現実的な動きを示しています。まず、市長の国保の広域化に対するお考えについてお聞きをしたいと思います。（「市長」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の都道府県単位の広域化につきましては、医療や介護など社会保障全般にわたります改革の方向性と実施時期を定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、これが今年の12月の13日に公布をされております。

ことし1月31日には、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議におきまして、第1回目の政務レベルの協議が行われたところでございます。

今後は、事務レベルのワーキンググループが開催されまして、7月には政務レベルの協

議におきまして、中間的な取りまとめが行われる予定でございます。

社会保障改革プログラム法において、都道府県単位の広域化については、平成29年度をめどとされているわけでございますけれども、言われますようにこの国民健康保険事業会計の抱えております赤字というのは、当市もそうでございますけれども、各自治体におきましても大変大きな問題となっております。

この日本の世界に誇ります国民皆保険の制度を維持していくためにも、国民健康保険制度の基盤強化が必要と、そのように考えております。

また、国の負担等々も含めまして、抜本的な対策として制度改革が必要と考えているところでございまして、国の流れ等々注視してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

私のほうも国の負担による基盤強化については非常に今大事な時期だし、必要だと思います。

ただ、問題なのは、そういう広域化の中で今の中間市がどういう対応を迫られるかという問題なんです。ある専門家の意見によりますと、赤字を抱えたままの保険者、つまり中間市のような場合ですけど、大体3通りの入り方が予測をされているということです。

一つは、国や県の負担によって全ての赤字を解消させて、それから制度のスタートを始めるというパターン。

二つ目が、加入する自治体ですね、例えば県単位であれば、各県の中での各市町村が互いにお金を出し合って赤字を解消してから始めるというパターンですね。

しかし、この二つというのは、赤字を出した自治体の責任を他の制度で補うということで、中には何でうちがそういう負担をしなければならないかという疑問が当然生じてまいります。ですから、なかなか今の二つは容認できないのではないかと思います。

問題なのは三つ目です。最後の三つ目が、赤字を出した自治体が自ら清算をして組織に加入するという形です。これが一番可能性としては高いのではないかというふうに、そういう専門家の中でも言われています。その場合には、加入者、つまり被保険者の負担によって赤字を解消して入っていくパターンと、各市町村の負担ですね、例えば基金、一般会計からの繰り入れ等によって赤字を解消して入っていくパターン等が考えられるわけですが、これ全て仮の話ですが、可能性としては非常に3番目が高いわけです。

そうなった場合の仮の話ですが、市長にお聞きしますけれども、そうした場合に基金、一般会計のほうからの繰り入れということで清算するという考えはあるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますとおり、赤字の清算というのが今後の大きな問題になってくると認識をいたしております。

3パターン言われましたが、私自身も後者のそのパターンになるのではないかなと、そのときになりまして、中間市どうするのかという、大きな問題があるわけでございます。

これだけの大きな制度改革をやる場合は、国等々につきましても、一般会計からいきなり全部清算するのか、肩がわりするのかという部分もございますし、その財源どうするのかという問題、そのあたりは国等々も何らかの手を打ってくれるんじゃないかなと、そのような期待をいたしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

国に期待するということですが、国に期待するのであれば、大体最初の1番目のパターンなんですね。この国民健康保険、平成24年度見まして、全国的には実質的には3,055億円の赤字です。これを上回る3,534億円の法定外の繰り入れ、これで賄って黒字にしているのが状況です。

福岡県でも、やはり同じパターンで繰り入れがなければ物すごい赤字です。もともと国や県の負担が大幅に削減される中で、市町村の負担が大幅に増え、それと同時に保険料、保険税の負担という形での加入者負担も今では極限まで来ています。

所得は一般的な被保険者、被扶養者の保険の3分の1しかないのに、保険税は2倍も3倍もするような状況です。そこを全国的には7割以上の自治体で1人当たり1万円を超える繰り入れを実施する中でやりくりをして、何とかやっているわけですね。

ところで、中間市のこういった法定外繰り入れについては、平成17年、市長、途中で就任されましたけども、18年度以降について、今までの繰り入れの実額について教えていただきたいと思いますが。

○議長（堀田 英雄君）

市長、どうぞ。

○市長（松下 俊男君）

濱田課長のほうからお答えさせます。

○議長（堀田 英雄君）

濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

平成22年度に3,000万円の法定外繰り入れをしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

何か私も記憶があります。いきなり3月補正か何かで3,000万円ぽこっと出てきました。それだけなんですね。私の今手元では、平成23年度の分しかありませんが、そのときの全国と福岡県の状況について少し述べたいと思います。

まず、平成23年分しかないのもこれでいきますけども、中間市の赤字、いわゆる繰り上げ充用額ですが、平成24年度決算では、11億2,109万円となっています。この額は、東京都全域の11億7,984万円とほぼ同じような額です。

また、繰り上げ充用なしという県が、全国的には16県あります。また、中間市の金額以下の繰り上げ充用の実施県が17県、つまり全国的には、県全体の合計額と中間市を比較しても、繰り上げ充用額中間市以下という県が33県もあるわけです。

福岡県内で見ますと、全体での繰り上げ充用が平成23年度では約62億円、中間市は11億円ですから、約17%をこの中間市が占めています。被保険者数では、中間市は県下の1%ですけども、実際には17%の赤字を中間市で占めているわけです。以前は行橋市、ここが赤字で中間市を追い越していましたが、今では行橋市を中間市が追い越して、県下では断トツ1位の赤字市だということです。

近隣では、直方市がやはり中間と同じように法定外の繰り入れをしていないんですが、ここは約6,618万円の赤字です。全然桁の違う赤字です。

県下の状況を繰り入れている市町村の数値で説明しますと、まず、近隣で、中間市と同じ人口規模の同じ被保険者の数だったというふうに想定して、繰り入れた金額を中間市にちょっと引き直してみました。

北九州市では、平成23年度、2億5,700万円の繰り入れをしています。実際にはこれ50億円近い繰り入れをしているんですけど、人口が約20倍ということでこのようになります。水巻町、ここでは8,000万円の繰り入れを平成23年度はしています。これも中間市に直した金額ですね。岡垣町、1億4,800万円、そして近隣で一番高いのが遠賀町です。ここでは3億4,645万円、こういった金額を繰り入れをしています。

先ほど言いました水巻町は、たまたまこの年は低いんですけども、平成19年度に1億8,220万円の繰り入れをしています。これ中間市に置き直したら約3億円です。平成23年度の県下の最高では、筑前町でここが3億4,873万円、こういったレベルでの繰り入れをやっているわけです。

県の市町村の平均では、1人当たり1万2,443円の法定外繰り入れがなされています。中間市が県下各市町村並みに繰り入れた場合でも、年間で1億7,000万円の金額になるところです。

今まで一般質問でも何度もこの問題は求めましたが、なかなか市長の回答というの

は否定的で、今置かれている状況、そして今から進む状況を見るならば、むしろ今までもそうしたほかの県、ほかの市、ほかの町、こういったところと同じような繰り入れをしてくるべきだったのではないかというふうに思いますけども、市長はその辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私がいつも言っております制度の中の起きたことは制度構成員の方で対応していただきたいというのが基本的な考えでございますけども、よその市は繰り入れをして、遠賀でございますかね、3億5,000万の繰り入れ、これは当然一般会計のほうから繰り入れられているわけでございますね、当然税金ということになります。

一つの、私どもは共済組合、社会保険等々いろんなそれぞれ負担している中で、その方たちが払った税金で国保税、国保医療に対してのそういうふうな繰り入れ、税金を支出するということは、ほかの制度に入っておられる方が二重払いといったらおかしいんでございますけど、他の制度に対しての援助をするというようなことになりますんで、そういうあたりはなるべくしたくないなど。

それと、これは総務省のほうからも国民健康保険制度及び本事業の趣旨から、財政援助的な一般会計繰り出しは行うべきではないというふうな通知も来ております。

今、よその市はこれだけ出して赤字を解消しました。中間市は全くしておりません。よしんば、いずれこれも今言ってるようなことではだめ、いつか清算しなければいけない、今言う大きな流れがあるわけでございますけども、同じ11億、中間市も11億の赤字、隣の市も同じ11億の赤字があったと、それを3億繰り入れて消しましたよ、隣は7億ありますよと。しかし、トータル的に市からの持ち出しというのは11億ということで変わらないわけでしょう。

だから、先に清算するメリットというのは何かあるんですかね、よくわかりません、私には。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今の答え——答えか質問かよくわからないところなんですけど、まず最初に、制度的にほかの制度に入っている人という問題、そこに負担を求めるわけにはいかないという意見なんですけど、まず最初に、はっきりしておかないといけないのは、中間市はむしろ少数としてそれを実施していない部分に入るわけで、日本全国では大体7割の自治体でそれを行っているわけなんですよね。ですから、そういう意味では実際やってる。

それともう一つは、負担の問題で言われますけどね、これ赤字をこのような形で持って

きて、ずっと将来に繰り延べしてるわけなんですね。将来に繰り延べするというのは、国保という制度は今社会保険に入っていらっしゃる方でも、退職して任意保険だとかには仮には入りますけども、最終的には国保にほとんどの方入ってくるわけです。ほとんどの方が入ってきたときに、そこで待っているのが今まで積み上げてきた滞納分の解消なんですね。

だから、結果的には未来の構成員にツケを回しているというのが今の中間市のやり方なんですね。ほかの市町村、無理してでも納めているというのは、そのときの構成員が出した税、そういった税の再分配機能といいますか、こういうことも含めて一つ一つ赤字を解消する中で、次の年に臨んでいるという、そういうやり方をやってるわけなんですよ。ですから、市長がおっしゃるようなほかの人に負担を押しつけているというのは、結果的には私は正確ではないというふうに思います。

それと、最後何か言われたの、ちょっと今記憶になくなったんですけど、ただ、国は、これけしからんというのは前から言ってるんですよ。そのために今やろうとしているのが、広域化なんですよ。広域化の一番のメリット、国にとってのメリットはそこなんですよ。

今みたいに各市町村が入れ込むやり方じゃなくて、結局入れ込めないような状態をつくって、しかも負担は介護保険や後期高齢者もそうですけど、そのときに構成されている人々に常に年を追いながら値上げという形で負担を求めていくという、そういう制度を今我々のもに押しつけているわけです。

ですから、やっぱり最初に言いましたけど、そういう広域化にも反対ですが、もう一つは、市長と私の根本的な考え方の違いかもしれませんが、一番私は今やってはいけない制度運営を中間市はやっているんじゃないかなというふうに思います。ちょっとどっちが質問しているかわからないところありましたけど、聞かれたことには答えましたかね。

○市長（松下 俊男君）

ちゃんと答えておりますね。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

それと、広域化のための清算を中間市としてしなければならないとなったときの対応の問題です。

さっきも言いましたが、国保の加入者に一方的な負荷をかけるべきではないというふうに思います。特に、この赤字は以前からの積み上げであり、今の国保の構成員や今から入る未来の構成員に全ての負荷を負わせるというのは、非常に不公平だと思います。それ、先ほども言いましたが、その点で、例えばお金を借りてそれで清算して、その部分を新たに国保の加入者に求めるとか、そういうふうな手段についてはやるべきではないと思いますけども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この赤字を今私申しましたように、制度構成員の皆さんでみんな負担していただくという、これもう到底無理な話でございます、はっきり言いましてですね。だから、国等々もこういうふうな制度を改革する場合、何か一般会計の基金繰り出しということではなく、何か違う財源を確保してくれるんじゃないかなと、特別的な起債等々も大変有利な起債でも設定してくれるんじゃないかなという思いで、今見ているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

最初から言っていますけど、これ中間市というのは全国的に見ても余りにも異常な状態なんですよ。大体一つの市で県のレベルを何十も飛び越えて赤字だなんていう市はないんです。ですから、国に期待するのはいいんですけども、国がそういう特別にひどいところにそこまで手を差し伸べるかどうかというのは、私、非常に疑問だと思います。

それと、今の赤字の問題で、これ加入被保険者の数で単純に割りましたら、1人当たりで中間市で今約8万円です。これ世帯に直しましたら14万円超える赤字を今抱えているわけですね。平成23年度の1人当たりの国民健康保険税の平均が7万3,329円です。ですから、1年間に払う税金をはるかに超える額が今赤字として中間は抱えているわけです。非常にこれ大きな問題だと思います。

中間市の被保険者にいろいろ今までもアンケート取りました。共産党がですね、特に選挙前なんかにとりましたけども、中間市でもこれ国民健康保険税を下げしてほしいという思いが断トツ1位です。全国的にも大体こういったふうな傾向にあります。今の状況では下げるとするのは私たちも主張しましたが、なかなか厳しいと思います。

しかし、赤字がある、その赤字を解消するためということで、その部分を被保険者に転嫁をして、それだけで解決するような方向についてはぜひとも避けてほしいと思います。その辺もう一度市長にお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、大変な金額になりますので、そういうことは考えておりません。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

この問題については現在進行形ですので、推移を見守りながら今後もまた必要があれば、こういった質問をさせてもらいたいと思います。

次に、2番目の質問なんですが、国保の減免制度についてです。

入院にかかわる減免は、平成24年の2月から国の基準どおりの内容で実施中ですけど、これについての今までの利用状況について教えてほしいと思いますが。

○議長（堀田 英雄君）

濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

この制度は、平成24年の2月から実施しておりますが、平成24年度2件申請がございまして、1件該当しております。減免の額については10万6,200円でございます。

平成25年度3件申請がございまして、2件該当しております。減免の額は30万円でございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

どうも制度が始まってから1件とか2件とかいう該当しかないんですよね。これまだそんなに私困っている方が少ないと思えないんですよ。恐らくこれ知らない被保険者の方が数多くおられるのではないかというふうに思います。こういった一人一人の世帯、一人一人の被保険者に理解できるように文書等で直接知らしてほしいと思うんですけども、そういったことはやられているんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

チラシを医療機関に配布いたしまして、健康増進課の窓口にも設置しております。また、広報なかま、また市のホームページにも掲載しているところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

どうも何かそういった機関には通知するけれども、個人といいますか、被保険者に直接知らせるような方法はとられていないと思うんですね。介護保険なんかも減免したときには、各世帯に印刷物が配られましたけども、そういったふうなことで対応してほしいと思

います。

それと、これ申請してからそれが対応されるまでというのはどのくらいの期間がかかるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

申請者の預金の調査等も必要になりますことから、約3週間から4週間でございます。以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

なるべく早く、これ困っていらっしゃる方ですので、お願いしたいと思います。

それと、前からこれも要求しているんですけど、通院についてが、これは中間市はやっていないんですね。もちろん国自身が入院を対象にしています。でも、調べてみると、全国的には通院を対象にしているところも多いんですね。大阪市なんかでは大体生活保護基準なのか、あるいは生活保護の1.35倍ぐらいの基準値なのかで対応が違うんですけど、3,000円以上を見るとか、5,000円以上を見るとか、そうしたふうなことが実際にやられています。

この通院について、これも前から言っていますけども、なかなかしようとしませんが、減免制度の導入を考えはありませんか。市長。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ご質問あるごとにお答えをいたしているところでございますけども、入院医療の一部負担金の減免につきましては、国の助成の対象となっております、その半額が特別調整交付金として交付されておりますことから、厳しい国民健康保険財政の中、平成24年2月1日付でこれは導入をいたしております。

また、外来医療費の一部負担金の減免につきましては、国の助成の先ほど言われました対象外となっておりますことから、減免した費用の全てが保険者でございます本市の負担となるものでございます。平成24年度特別会計国民健康保険の決算におきましても、大変厳しい財政状況でございましたので、国が定める以上の一部負担金減免制度を導入いたしますと、さらに赤字等々が増えるおそれがございますことから、一部負担金減免制度につきましては、現状を維持させていただきたいと、そのように考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

決算も厳しいということなんですけど、これは一つ全国的な例で特出しとるのが、必ずしも国保会計の中でこれを手当てする必要はないわけですね。一般会計でそれなりの予算を組んで、ここで対応するというのも全国的にはやられているやり方です。

減免というのは、特に本当に困った人しかこれ使わないんですよ。先ほども出しましたが、これ近隣でも、全国でも見ても、減免の額というのは100万円を超える市というのは余りないような、そんな状況です。ですから、そうこう決算がどうのこうのと重く構えるような大それた金額の要る話ではありません。

しかし、逆にこれ減免ができるとなりますと、人の命ともかかわって非常に大きな効果があります。また、市民にとっても安心であり、もう一つ私は、市の職員にとってもこれ非常に大きな役割を果たすと思うんですね。市の職員、やっぱり一番の働きがいというのは、市内に住んでいらっしゃる市民のために何とか役に立ちたい、そういう思いが非常に強いんですけども、今何かあって困ってこられても、窓口で何とか納得して帰ってもらおうというのが仕事になっています。こういう逆に言うと情けないですね、こういう立場に置かれているわけです。

そういった意味では、こうした減免の制度のような本当に心優しい制度が市の方針として確立しますと、窓口での対応も優しくなりますし、非常にやりがいが出ると思うんです。もちろん、市民にとっても、市役所に行けば何とかなるのではないかと、そういう思いが強くなると思うんですね。

そういったことで、こういったことには特に市長の決断になるんですよ。思い切った対応がやっぱり必要だと思います。今までの対応を見ていますと、なるべく病院に行かせないようにするのが医療費を減らす一番の得策のように考えている傾向があります。でも、軽いうちに気楽に病院にかかってもらって、軽い程度で済ませる。これが本当は一番医療費を抑える方法だと思うんですね。

中間市、先ほどから赤字のこと11億とか言っていましたけどね、医療費の平均で見ると、県下余り中間市も変わっていないんですよ。なのに、赤字だけは日本の中でも特出しで増えているというところに市の一貫した姿勢の問題が私はあるというふうに思います。

よく全国的には、そういう逆境というのを逆手にとって、いろいろ市民本位、住民本位の政策で成功している市町村がたくさんあります。中間市も今の国保の赤字という意味では、逆境の最たるものだと思います。

こうした国保の赤字を解消するには、私はまず、国の医療に対する姿勢に主要な原因があるとは思いますが、ただ、国が国がと言っても解決しない問題ですので、ここは中間市全体の変化をつくり出すというのが必要だと思います。

その点、中間市という自治体は、ここにかかわる人間の努力や知恵でかなりの変化を私

はつくり出すことができると思います。また、市民にもその方向性さえきちっと打ち出せば、それに応えてくれる資質は十分あると思います。

今まで日本全国で実施されて効果を発揮している施策の研究、そうしたのを市を挙げて健康運動を始める、また、こうしたことを少しでもレベルアップさせていくことが大事ではないかと思います。

そのために市役所内部に一般住民も含めた研究会などを立ち上げて、全国の先進例、大きく言えば国際社会の先進例も含めて、結集をして、英知を集めて本当に住んでいてよかった、住みたくなる——市長がよく言われていましたね、そういう標語になるような市にしていきたいと思います。

特に、これ医療と福祉と介護、そして保健という、そういう連携の中で関係者の力を集めてネットワークのようなものをつくって、困った人は一人も出さないという構えで対応してほしいと思います。

質問は以上ですが、市長、何か意見ありましたら。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市民の皆さんが元気で明るく、住んでよかったという、そのような中間市まちづくりを進めているところでございます。

当市は、行政面積も少なく、各団体の皆様方、横の連携十分とっていただいております。老人クラブ連合会しかり、また地域でのいきいきサロン等々、また生涯学習、大変幅広い活動をしていただいております、これちょっと別の資料でございます、後期高齢者医療、75歳以上の方の医療費の資料を最近手に入れたところでございます。

平成20年度では、県下で当市1人当たりの医療費が22番目でした。次に、21年度になりますと、これが30番目になっております、上のほうからですね。それと22年度では36番目、23年度では40番目、また24年度では46番目、階段をおるように1人当たりの医療費が減ってきております。まさに階段をおりるような格好になっておりまして、一番高いところは百三十何万1人当たり医療費かかっておりまして、当市では107万ぐらい、二十数万円違うわけでございます。これは先ほど言いました健康のまちづくりということで、いろんなネットワーク等々通じてそのような運動をしている成果、そのように思っているところでございます。

言われますように、国保会計等々大変きつい部分もございますし、できることはしたいなという思いは議員と変わりはありません、はっきり言いましてですね。

しかしながら、いろんな財政的な面もございますし、全市挙げてそういうふうな健康づくりのまちづくり等々、今から目指していきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

借金のほうでは1番みたいですけど、今順位言われましたけど、やはり福岡県で本当一番と言われるような健康を守るまちというのを目指して、私もできる限り頑張りますので、ともに頑張っていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。初めに、成年後見制度について質問をいたします。

身近に身寄りのない80代の高齢者や50代の知的障がい者の方など、私のかかわりの中でも、成年後見制度を必要とするケースもあり、市民どなたもが活用しやすい制度にする必要性を痛感したことから、今回質問をさせていただきます。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守る制度として平成12年に導入されました。現在、全国には認知症高齢者は約300万人、知的障がい者や精神障がい者を加えると、判断能力の不十分な人は約500万人とも言われております。

中間市の高齢化率は30%を超え、ひとり暮らしや認知症などにより介護を必要とする高齢者が増えております。

今後、高齢化が進む中で、ますます後見制度の役割への期待は高まってきます。中間市の成年後見制度の現在の利用状況について所見をお伺いいたします。担当課長か部長、どちらでも構いません。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

成年後見制度の現状、活用状況でございます。認知症、相談件数ですね、成年後見制度に関する相談件数でございます。認知症高齢者につきましては、平成24年度に14人の相談がありまして4人、25年度――26年の2月現在ですね、30人の相談があり、6人の方が成年後見制度を活用しております。

また、福祉支援課になりますけども、平成22年度に知的障がいのある方が、お一人成年後見制度を活用しております。

このうち、市長申し立てによる件数は、認知症高齢者につきましては、24年度に1人、25年度に2人、知的障がいのある方が1人という利用状況でございます。

○議員（6番 青木 孝子君）

今のご報告にもありましたようにまだまだ——ごめんなさい。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

失礼いたしました。現状からわかりますように、成年後見制度はまだまだ十分に浸透していないのが現状ではないでしょうか。

しかし、市区町村申し立て件数を福岡県で見ますと、96件しかありませんけれども、中間市は今ご報告がありましたように、3件、4件とありますので、頑張っているのではないかというふうに私は評価いたします。

しかし、先ほど申しましたように、500万人の方がその必要性が——全国ではですけどもね——あるというような状況の中で、まだまだ中間市でも広報、啓発する必要があるのではないかと思っております。それで、その中には知っていても、本人や家族がその必要性について認識していない、こういう場合もあるかと思えます。

身近な相談場所がわからない、申し立ての費用や後見人への報酬など経済的負担が大きく利用できない、こうした諸課題を抱えているのではないかとと思いますが、中間市におけます成年後見制度の普及活動等についてお尋ねをいたします。部長、お願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

成年後見制度、平成12年に制度が発足して14年が経過しております。議員おっしゃるとおり、まだまだ認知されていない状況も考えられるのではないかというふうに思っております。

本市における活用促進体制といたしましては、包括支援センターが中心となりまして、市民の方だけではなく、高齢者を支える専門家の方に対しても、権利擁護等の各種研修会を初め、単位老人クラブ等への出前講座、広報なかまへの掲載、折り込みチラシの全戸配布、また、市民向けのリーフレットの配布等により、当制度の普及啓発に努めております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もろもろのことを実際普及啓発していただいておりますけれども、まだ件数が少ないということですので、緻密な出前講座、その他の活動をやっていただきたいというふうに要望しておきます。よろしくお願いいたします。

次に、市民後見人について伺いたいします。

市民後見人とは、定義としてまだ固まっていないようですが、日本成年後見学会の報告書によりますと、「弁護士や司法書士などの資格を持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に対する一定の知識や技術・態度を身につけた第三者後見人」としています。

ところで、中間市の高齢化率は平成22年3月、29.3%で、65歳以上1万3,068人です。認知症有病率は15%と言われ、1,960人の方が認知症である可能性があり、現在では高齢化率も上がっておりますので、2,000人を超えているのではないかと思います。

また、知的障がい者出生率は2%から3%で、知的障がい者は約880人から1,320人です。中間市では、約3,000人の要支援者が存在する可能性があります。当然、成年後見人制度の利用を必要とする方ばかりではありませんが、ニーズの増大は急スピードで進み、専門職だけでは制度を必要としている方には行き渡らないのが現状です。

厚労省は、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要の増大に対応するために、弁護士や司法書士などの専門職のみではなく、市町村で市民後見人を確保できる体制を整備・強化するため、市民後見推進事業を行っております。

市民後見人は、身上監護が中心である事例や、当事者間の利害が対立していない事例など、専門家よりきめ細かく対応できることが期待されております。日本ではまだ1%が市民後見人ですが、制度の先進地でありますドイツでは15%に達しております。

成年後見制度の利用を進めるために必要な人材を養成し、市民後見人を支援していく一連の仕組みづくりをするべきと考えております。

中間市における市民後見制度推進事業の取り組みと課題について、どのように認識していらっしゃるのでしょうか、伺いたいします。まず、部長、伺いたいします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者はもう増加しております。成年後見制度の必要性はもう年々高まっているというのは議員おっしゃるとおりだと思います。

その一方で、親族の中に後見人の適任者が見つからないとか、支援することができないケースなどが増加している。そういうことで、弁護士、司法書士、社会福祉士等々の専門後見人がその役割を担っておるわけでございますけれども、その方たちは本来業務も抱えておりますので、裁判所からの候補者の推薦の要望に対応できない時代に直面している、議員おっしゃるとおりだと思います。

このような中で、平成23年度に中間市の社会福祉協議会におきまして、市民後見人養

成講座の基礎編を実施いたしました。6日間の講座で朝9時から5時ぐらいまでの講座をやっております。また、今年度は、市が社会福祉協議会に委託いたしまして、同様の後見人養成講座の基礎編と応用編ということで、15日間の講座を実施しております。そのように市民後見制度の普及に積極的に取り組んでいるというところでございます。

また、今後、講座修了者が実地研修等の経験を積んでいただいて、質の高い後見人になっていただいて、その育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今そういうことで、市民後見人の養成、育成をやっているということですが、中間市の社会福祉協議会は、まだ法人後見の実施機関としてはなっておりません。しかし、ご存じのように今社会福祉協議会は認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助や金銭管理など日常生活支援事業、また先ほど部長から答弁ありましたように、市民後見人の養成講座などを実施しております。

全国の自治体では、社会福祉協議会が法人後見の実施機関として受け皿になっています。社会福祉協議会が法人として受任できるよう、市が目標を持って対処すべきと考えておりますが、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

当然、最終目的はそういうことで、養成講座を行いまして、修了していただいた方にそういうふうに登録してもらおうというふうな格好で進めたいなというふうには思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

確認ですが、そういう仕事を社会福祉協議会のほうでやっていただくということで、法人後見の実施機関ということでいづれなっていたきたいという答弁でしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。

将来的にはそうなってほしいということです。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

ぜひ市のほうも全面的に応援していただいて、早くそういう指定を受けられるようにやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、成年後見制度利用支援事業について伺いをいたします。

成年後見制度は、判断能力が低下した方が、その人らしく生きるために不可欠な制度です。その人らしく生きる権利を実現すべき責任は、憲法１３条、また２５条にうたっているように、国や地方自治体に大きな責任があります。

ちなみに、憲法１３条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」憲法２５条は、もう皆さんご存じのように、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」このように明記されております。

私は、費用負担が重く、成年後見制度を利用できないという方々を中間市内でつくってはいけないと考えております。国は、成年後見制度利用支援事業として、高齢者を対象に平成２５年度には地域支援事業交付金６２３億円を計上しておりますが、中間市では、活用されているのでしょうか、伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。

今ご質問は市長申し立ての事業ということでございましょうか。（「もう一度質問し直しますね」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

これは国の制度としてつくっていますので、包括支援センターのほうで個別でこの人は必要だと、申し立てに対して必要だということでの援助ですが、そういうことは実際中間市ではされているのかどうか、多分していると思いますけれども、確認をしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

済みません、お答えします。

現在、先ほど部長からもお答えしましたように、地域包括支援センターのほうが多くの方の相談を受けております。その中で、専門職と連携をとりながらそれぞれのケースにあわせて、必要であれば成年後見制度につなげていくような体制をとっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国の補助金がある分はしっかり調べて、そういうのを活用していただきたいと思います。

しかし、そういう対象にならない方も結構後見人を立てるには、費用がかかります。そういうことなので、そういう人たちへの助成というんですかね、そういうところも創設していただきたいと思いますが、これは市長、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討させていただきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まだまだ新しい制度なので、市長のほうもまだ認識が深くないかと思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

成年後見制度の最後なんですけど、先ほど白橋部長のほうからも答弁がありましたけれども、必要な方が成年後見人制度を利用していく上で、市民後見人の養成は今後の大きな課題ではないでしょうか。行政の積極的な支援を求めまして、成年後見制度の質問を終わらせていただきます。

次に、障がい者の家族が高齢化する中で、障がい者が住みなれたまちで生活するためのグループホームの整備・推進について質問をいたします。

平成22年度の障がい者の状況は、身体障害者手帳所持者2,444人、療育手帳所持者は312人、精神障害者保健福祉手帳所持者は296人です。合計で3,052名となっております。障がい者は年々増加傾向にあると聞いておりますけれども、現状について伺います。担当課長、よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

藤田課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。

現状でございます。2月末現在でございますけれども、身体障害者手帳所持者2,460名、療

育手帳所持者 341 名、精神障害者手帳所持者 296 名、合計 3,097 名でございます。

以上でございます。

○議員（6 番 青木 孝子君）

現在障がいがあっても、施設や病院で暮らす人も、地域で支援を受けつつ共同生活を送ることができる人がたくさんいます。また、自宅で家族の支えを受けながら生活している人も、親の高齢化などで今後の生活に大きな不安を抱いている人が多くおります。そういった人たちに暮らしの場を提供するグループホームは、大変重要な役割を果たしております。

障がい者が増える中、利用ニーズをしっかりと把握するためにアンケートを実施し、施設整備の計画を確立すべきではないでしょうか。担当課長か、部長か、よろしく願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

藤田課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。

グループホームは、施設入所から地域への移行が進むことに伴いまして、地域で自立した生活を送るために、就労している方や就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある方で、日常生活上の援助を必要とされる方を対象に共同生活住居において、相談や援助等を行うサービスでございます。

また今年度、施行されました障害者総合支援法の中でも、障がい者の高齢化や重度化が進むことを背景に共同生活住居でのケアが柔軟にできますよう、平成 26 年度からは、より重度な方が利用するケアホームをグループホームに統合することとなっております。

議員ご指摘の第 3 期中間市障害者福祉計画の中でもその必要性が高まることを見込んでおりまして、地域への理解促進、事業者や障がい者団体等への情報提供や働きかけを行うとともに、施設整備を推進することとしております。

また、第 4 期の中間市障害者福祉計画も平成 27 年度から 3 カ年となっておりますことから、その前には福祉サービス等についてのアンケートを実施することとしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6 番 青木 孝子君）

ありがとうございました。ただいま答弁ありましたように障がい者の居住の場が不足しているということで、グループホームを確保し、地域で安心して暮らせるようにすることは、行政の責務だと考えております。その責任を十分感じて業務に当たられているようでございますけれども、施設の建設費用の助成について具体的にお伺いしたいんですが、

補助金100%だとか、その他もろもろの助成があるのかどうか、よろしくお願いいたします。担当課長。

○議長（堀田 英雄君）

藤田課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。

現在のところ、グループホーム施設整備に対する補助金等はございませんけれども、今後も引き続きまして国や県の動向を見ながら活用できる補助金等がございましたら、情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

特に新しく建てるというのは、事業者さんも大変なようで、空き家を利用してそういうのをしてるというところも現在あるということで聞いております。

しかし、全面的なつくるということでないもので、全く助成がなかったと、ぜひ改修する部分でも早急にそういう手だてをしてほしいというような要望も上がっておりますが、その点について市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

本当にその必要性、議員言われます。これはもう大変な問題でございまして、今親が元気なうちはっていう、そういう思いは私ももう本当に聞いております。そういう中で、しっかり対応はしていきたいなとは思いますが（「改修費用ですか」の声あり）改修費用でしょ、これは笑い事ではございませんけど、これも検討させていただきたいなと、そんなふうに思っております。

大体どれぐらいの費用がかかるかというのも、私どもも全く把握しておりませんので、ここでちょっとご返事は差し控えたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

改修ですのですね、費用程度はそこでもろもろだと思いますので、そういう相談にぜひ乗っていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日本の障がい者予算は、GDP比でドイツの3分の1、スウェーデンの5分の1など、諸外国に比べて極めて貧弱です。障がい者は、とすると社会の「お荷物」とされ、排除

される側に置かれがちです。その人たちの尊厳がどこまで守られているか、一人の人間として本当に対等に受け入れる社会の確立が求められているのではないのでしょうか。

障がい者が安心して暮らせる社会は、全ての人が生活しやすい社会です。障害者総合支援法では、2014年からグループホームにケアホームを一元化するとしています。先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、そうした中で、報酬の引き下げや職員配置の切り下げなど、「低いほうに合わせる」一元化ではなく、安心して暮らせる場にふさわしい体制や条件整備の保障を求めて、私たちも国への声を上げていきたいと考えておりますので、行政のほうもぜひそういう方向で頑張っていたきたいと思っております。

最後に、全国一斉学力テストについて伺いたいします。

今、教育の現場では、いじめによる自殺や不登校などさまざまな問題が山積しております。これは、詰め込み教育や競争と格差を広げる現在の教育のあり方にも、大きな問題があると思います。

こんな中、文部科学省は、ゆとり教育が学力の低下を招いたといつて、2007年4月から全国の小学6年生と中学3年生を対象に、43年ぶりに全国一斉学力テストを実施しております。

調査の目的として、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析して、改善を図る。また、各教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し、改善を図ると、このように言っております。

誰もが、子どもたちの学力向上を期待するものの、これまでの学力テストはテストの点さえよければよいという風潮を生み出して、テストの結果が学校や教員、子どもたちの評価をする物差しとなる傾向であったことは否めません。

東京都の足立区のある学校では、情緒障がいのある児童3人の採点を外すなどの不正が行われました。

また、学力テスト結果の上位の秋田県や埼玉県では、授業を潰して徹底的に過去の問題を練習し、佐賀県では予想問題が県から出され、授業中に2回は使うよう指示したということです。

昨年、福岡県におきましても、教育委員会の複数の教育事務所が全国一斉学力テストの対象の子どもたちに、事前に過去の問題を解かせるよう校長に伝えたり、過去の問題集をつくって学校に配ったということです。

本市でもこのような学力テスト対策が行われたのでしょうか、伺いたいします。教育長でもいいし、深見課長でもよろしいですが。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

全国学力・学習状況調査は、文科省が平成19年度から全国一斉に実施しているもので

ございます。本市におきましても、開始以来、毎年実施をしているところでございます。

趣旨につきましては、もう議員のほうで21年の12月の議会でも質問いたしまして、回答しておりますけれども、大きくは三つの趣旨がございます。

一つ目は、先ほど議員がご指摘ありましたように、国が、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく分析することによりまして、教育及び教育施策の成果と課題を検証いたしまして、その改善を図ることです。

そして二つ目が、市町村教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握いたしまして、その改善を図るとともに、取り組みを通じて教育に関する継続的、それから、検証改善サイクルを確立することです。

もう一つは、各学校が、児童生徒の学力や学習状況を調査いたしまして、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることです。

当然、本市でも、これらの趣旨にのっとって実施しておりますし、各小中学校の先生が、日々の学習指導の改善とか、それから充実を図りまして、児童生徒の学力向上に役立てるための活用しております。その効果も出てきております。

具体的には、調査実施後におきまして、各学校の課題解決のための分析資料を提示したり、教職員向けの研修会を実施しております。今年度も、本市教育委員会で作成した調査結果に基づく「授業改善資料」ということで、テストの事前の対策じゃありませんけれども、どれだけの授業が効果があったかという授業改善資料を各学校に配布して活用を図っているところでございます。そういうところで、今実施しているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

実施の目的というんですかね、それを今答弁されたと思うんですが、実際に学力テスト前にいろんなテストをさせるとか、そういうことを中間市はやっているのかどうかというのをちょっと尋ねたんですけれども。

○議長（堀田 英雄君）

深見課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

全国学力・学習状況調査に特化した、そういうふうなことはやってございません。

ただ、もちろん、過去の問題等使いまして学習することはございますが、特に特化したような取り組みはございません。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

教育長も教員の仕事を少しでも減らそうということで、常々言われておりますので、そうした学力テスト前にテストをさせるとか、そういう時間を教員にはぜひさせないでほしいというふうに願っております。

文部科学省は、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果公表を行わないと、これまで言ってきましたが、昨年１１月２９日に方針を転換し、自治体による学校別結果の公表を教育委員会の判断で認めるという実施要領の改定を発表いたしました。

文部科学省が昨年７月に実施した意識調査では、学力テストの結果公表について市区町村長や市区町村教育委員会、また学校の８０％が「学校の序列化につながる」と、このように回答しております。

今、できる子、できない子と子どもたちの序列化やテスト偏重の教育ではなく、どの子にも真の学力がつく教育が求められております。テストで把握できる学力は、あくまでも子どもの能力の一部です。子どものさまざまな可能性こそ大切であり、テストによって、その芽を摘むようなことがあってはならないと思います。

全国一斉学力テストの実施や、ましてや結果公表をすべきではないと考えておりますが、教育長、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

教育長。

○教育長（増田 俊明君）

調査結果の公表についてでございますけども、議員ご指摘のとおり、今年度から市町村の教育委員会において、それぞれの判断で実施要綱の記載事項に基づきまして、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるというふうに示されております。

これを受けまして、県の教育委員会は、調査結果の公表について現在、検討中であります。そして本市の教育委員会でも、定例の教育委員会とか、それから校長会議とか、それから県内の教育長会議の中でいろんな問題点も出しながら検討しているところでございます。

その中で、議員ご指摘のとおりですけども、公表による学校間の序列化とか競争の激化について懸念する意見も多数出てきております。

したがって、調査結果の公表につきましては、ＰＴＡ等の意見も参考にしながら、公表の内容とか、それから方法も含めて、今後さらに慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

ぜひ公表なんかとんでもないと思っておりますので、皆様のご意見をしっかりお聞き

してやっていただきたいと思います。

それと、全国学力テストの件なんですけれども、国の方針に基づきまして県は特に力を入れておりますけれども、私どもは1回のテストでその子の判断、その子の学校、そういうものがわかるわけではありませんし、常日ごろ学校教育の中でしっかり先生方が子どもたち一人一人に寄り添って、そういう問題、いろんな問題抱えてても、しっかり受けとめて把握しているのではないかと思いますので、ぜひそういうことで、そういう方向で実施についても、しない方向で検討していただきたいと思います。

また、全国学力テストでは、国語と算数、数学などのテストとともに、家庭・学習状況について調査もあります。全国学力テストの回収や採点、集計、発送などの業務は、ベネッセコーポレーションや旺文社グループなど受験産業に丸投げされております。

子どもの個人情報や学校情報が受験産業に握られることに対して、保護者や市町村の教育委員会の中に不安があるのではないかと思いますので、その点について教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいま議員ご指摘のところにつきましては、国のこれは調査の制度設計のところでございます。私が文部科学大臣であれば的確に答えると思うんですけども、ちょっとその辺の国の制度設計ということで、これは文科省の方で検討して、中央教育審議会のほうでさらに検討されて、そしてある程度事業計画というのができて、財務省のほうで予算も査定受けて、そして国会で審議されて動き出した事業でございます。

それで、この件につきましては、さまざまな意見が、考えがとおりかと思いますが、そういうところで動き出した事業でございます。そして、業者にとりかかるといいますか、そういうところで分析させるということです。それはもう国と業者との契約の状況でありまして、それこそ守秘義務とかいろんな全部絡めたところの動きだと思いますので、そういうところをご理解いただきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

はっきりとおかしいなと、個人情報が出るといふ条件もあるんだというふうに思っておりますが、言えないところが苦しいところだというふうには理解しております。

はっきりそういうことはないとは断言しないところはいろんな意味で複雑なことになっておりますし、私どもといたしましては、そういう受験産業に丸投げするなんてとんでもないということで、しっかりこういう全国学力テストなんていうのは中止すべきだというふうに思っております。

学校現場では、保護者の経済力や家庭環境の格差、学力格差の拡大、発達障がいを持ったお子さんの増加やいじめ、不登校、過激で理不尽な要求をする保護者の増加など多くの課題を抱えております。

国連からは、日本の教育は過度に競争的であると改善を求められていることや、OECD加盟国の中で日本の子どもたちは幸せ感が極端に少ないとされています。今の学校現場に支援しなくてはならないのは、全国学力テストを毎年実施し、子どもたちを順位づけし、点数だけで判断することではなく、落ちついて授業ができる環境を整えることではないでしょうか。

国が何と55億円もの多額の税金を使って全国学力テストを実施し、公表するのではなく、今必要なのは、全学年の少人数学級の実施や教職員の定数を増やすことなどに予算、税金を振り向けることではないかと思っておりますが、教育長はどうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

教育長、どうぞ。

○教育長（増田 俊明君）

国の教育行政施策につきましては、さまざまな意見があるのは承知しております。それで、いろんな調査をしていきながら、何が教育的に弱い部分があるかというところも見つけないといけないと思います。そういうところでお金をつけていくのも大事だと思います。

それで、少人数につきましても、これは必要な予算で中間市の場合においても、市長のご理解のもとで予算がついております。そういうところも弱点ということ、いいところも見つけながら、ちゃんと予算設計をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

55億円というね、私どもにしたら子どもたち本当、学校、子どもたちだけでなく、先生、学校に対してもいろんな負担をかけるこの全国学力テストなんていうのはしないで、その予算がありましたら学校の先生を増やしてほしいと思います。

先ほども申しましたように、学校の先生はいろんな問題を抱えておりますので、少しでも負担を減らすために少人数学級、ぜひ実施をしていく方向でやっていただきたいと思います。

私は、最後に全国学力テストは「全国中学校一斉学力調査」として、1960年代にも行われておりました。しかし、学校や地域間の競争が加熱したことにより、1964年をもって全国学力テストを中止した経緯もあり、同じ間違いを起こすべきではないと、このように考えております。

日本より先に統一学力テストを導入したイギリスでは、学校間、自治体間の競争が激しくなり、その弊害が大きいという批判が高まり、廃止の方向に向かっていると聞いており

ます。

一斉学力テストの実施に参加しないこと、ましてや結果公表など行うべきではないと強く要望しておきます。

ところで、安倍政権は「教育再生」の名のもとに、国や首長の関与を強める方向で、教育を大きく変えようとしております。教育とは、子どもの実態を考えながら、どんな教育が必要か、教師と親が話し合っていくのが、本来の姿ではないでしょうか。

教育委員会には、教師のよい取り組みは評価し、広げていく役割もあります。今は任命制ですが、戦後に出発したときは、投票で選ばれた住民の代表が、教育行政や学校教育がどうあるべきかを考えていく機関でした。今回の教育再生では、行政の長の権限を強め、教育の基本方針から内容まで決めて従わせようという意図が明らかで、教育にはなじまないものです。日本共産党は、安倍政権の「教育再生」を許さず、憲法と子どもの権利条約に基づき、一人一人の子どもを大切に、全ての子どもの成長、発達が保障される教育条件の充実を求めて、引き続き頑張っまいります。

これをもって、一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。質問通告に基づき、住宅リフォーム助成制度についてとコミュニティバス運行についての質問を行います。

まず最初に、住宅リフォーム助成制度について、市長の見解を伺いたと思います。

全国的に住宅リフォーム助成制度が進められ、地域経済の活性化に大きく寄与していることが実証されたのを見たのか、国も20億円の補正予算を、そして新年度合わせて50億円の予算化をしたと聞いております。

我が福岡県でも、60自治体のうちの半数近くが既に実施をし、さらに広がる状況にあると言います。

お隣の直方市も昨年の8月より、この住宅リフォーム助成制度を発足させ、予算の10倍を超える事業が起これ、雇用の創出や地域に元気が出てきたと喜ばれ、また市税の増収も期待されていると聞きます。

我々日本共産党議員団もこれまで住宅リフォーム助成制度について、議会で取り上げてきたところであります。

近隣の自治体の、さきに述べたような成果を上げているのを見て、市長がどう感じておられるのか、見解を伺いたと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員におかれましては、何度かこの質問されてされました。そのたびに私自身も、当市はプレミアム付商品券を発行しておると、それを利用していただいたらという話をしてきたわけですが、言われますとおり、近隣がそういうふうな施策を直方、また岡垣でございませう、芦屋もやっていると申します。これは、いろんな上限を決めたり、網をかけたりということで、規制はかけているんでございませう、そういうふうな施策をやっているということでございませう、これまた今人口減社会にいかに対応するかということも含めまして、そういうことをやっていることと思っております。

今回、ご提案させていただいておりますが、平成26年度予算におきましては、人口増加等々目的としまして、定住促進策の一環といたしまして、市内の空き家の実態調査を行うようにいたしております。

当然、そういうふうな住宅リフォーム会社というか、そういうふうなところとも連携しながら、また調査につきましては、自治会等々をお願いをして、その後のリフォーム等々につきましても、どうするかということも含めまして、26年度の調査を見ながら、市内どのぐらいの空き家があるのか、またこれもう一つの問題でございませう、危ない住居を、倒れかけの住居、そういうのがどのぐらいあるのかも含めまして、26年度に調査をいたします。その結果で、言われますように人口増対策も含めまして、今後考えていきたいなということは今考えているところでございませう。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

これまではなかなかプレミアム付商品券があるからということで応じてもらえなかったんですけども、私どもはこれまでプレミアム付商品券、大いに住民の皆さん方に大きな成果を上げて、また喜ばれているということで評価をしてきたところでせう。

住宅リフォームが何でこれと競合するのかと、そうではなくて、両方合わさって、さらに地域の経済活性化に大いに役に立つよということをこれまで述べてきたところでせう。

それで、実際に市内の空き家対策を調査をしていくと、この結果を受けてということでもありますけれども、その結果を受けて、さらに住宅リフォーム助成制度を一般的に行う、そういうものを検討していきたいということでも、これまでになくやるよという方向が打ち出されたんじゃないのかなというふうに思います。

ちなみに、これはおとし、2年前ですね、2年前の3月議会で同僚議員が質問した、その数字なんですけども、いわゆる築後40年以上というか、これが24%ありますよと。30年以上についてはもう半数を超えて57%に達している。これが2年前ですよ。このまま推移をすれば、10年後には一体どうなるのかと目に見えて明らかではないか。

最近の数字にちょっと出せなかったのは残念ですけども、2年前のものでも基本的に変

わりはないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、本当に中間市における住宅の状況というのが、本当に耐震化とか、そういうものに合致しない住宅が半数に達しているということが——半数というか、半数以上に達しているということも言えるんだろうと思うんで、そういう意味では、今度の予算ではこの市役所の耐震化調査ということで、予算も上がっていますが、それ以上に市内の住宅における耐震問題も本当に深刻な問題だろうというふうに思うんですね。

そういう意味で、ぜひ来年という、26年度の結果を受けてということですから、来年度以降だということになると思うんですが、先ほどもお隣の直方の例も出しましたが、そういう検討結果が済めばもうすぐにでも、補正予算でもこのことは取り組めるわけですから、直方でも8月からやって1,000万の予算を組んで、この半年間でそれがもう消化をして、さらに200万の補正を組むというようなところに来ているということも聞きます。

そういう意味では、本当に住宅リフォーム助成制度というものは、いかに多くの自治体の中で実際にやってみて、そしてそれが大きな成果を上げて、いわゆる喜びの悲鳴が上がっているといっても過言でないような状況が出てくると、出てきていると。これ私ども建設産業常任委員会の中でも行政視察に行つてまいりました。この住宅リフォームの問題で行つてきましたけども、その自治体でもやはり同じような結果が出ているということなんです。

ですから、そういう面で見ても、結果が出ればもう本当に新年度からということではなくて、補正予算でもすぐにでも取り組める内容だよということを述べたいと思うんですけども、その点市長のお考え伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

前向きに検討したいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まだ何しろやったことがないもんだからね、前向きに検討するとはしか答えが出ないんだろうなというふうには思うんですが、やってみて、これはもっと早くやればよかったなということが言えるような状況が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

住宅リフォーム助成制度については、これ以上のことは出てこないだろうというふうに思うので、次のコミュニティバス運行について質問に移りたいと思います。

新年度予算に、コミュニティバス運行のための地域公共交通会議の運営費が予算化をされました。

長年にわたって、市民の皆さんが切望してきたコミュニティバスの運行が実現へ一歩踏み出したという点で、この議会でも幾度も取り上げてきた者として歓迎をするものであります。

さて今日、買い物難民といえますか、900万人以上がいると言われて深刻な問題として浮上してきています。このことは、この中間市の状況を見てもうなずけるのではないのでしょうか。中間市において、65歳以上の市民がことしの1月末現在、32.42%、3割を優に超えている状態となっています。

しかも、今後も高齢化が進行していく中で、この問題は一層増大していくわけですから、市長が新年度予算の中で提案した際、幾度も強調されていた「安心・安全なまちづくり」、これを実現していく上でも、このコミュニティバスは欠かすことができないものであるというふうに思います。

そこでまず、今年度から具体的に実現へ向けて進んでいくわけですが、どのような視点でこのコミュニティバスの運行を考えていくべきかの存念を市長に伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員言われますように、「地域公共交通会議」の設置に当たりましての予算を26年度に計上いたしております。

それとまた、4月1日からの機構等々扱う中で、交通対策を総合的に立案・調整する部署といたしまして、「住宅都市交通対策課交通政策係」を新設いたしております。

本市の交通政策を今まで以上にしっかり進めていかなければいけないと、そのように考えておりますし、私の公約コミュニティ交通関係を形にするというのも、また私の大きな課題、公約でございますので、そういう市民とのお約束をしっかり果たしていきたいなと、そういう思いでございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、自治会において、住民アンケート諸調査が行われているというふうにも聞きますけれども、担当課に今後具体的にどのような形で進めていくのか、それを伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎課長。

○企画政策課長（藤崎 幹彦君）

まず、国の政策であります交通政策基本法というのが12月に施行されました。これにおきまして、国が大きく基本計画をつくりまして、その基本計画にのっとって当該市町村は市のまちづくりを考えながら、交通政策を計画しなさいというような指針が出ておりま

す。

それを受けまして、先ほど市長がご説明いたしました地域公共交通会議、それをもちまして大きな中間市の交通体系の中で、その中にコミュニティバス等の運行等も織り込みながら、一つの間接市の全体の交通計画をつくっていくという次第になっております。その交通計画の中で、地域のコミュニティバスをどう運行していくのかということも確定いたしながら進めていく所存でございます。

現在のところ、今議員がおっしゃいましたとおり、地区でのアンケート調査が進んでおるところでございます。そういった意見も踏まえながら、公共交通会議の中で出していたこうと考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

地域の公共交通会議というものは、いつごろぐらいから立ち上げる予定なんですか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎課長。

○企画政策課長（藤崎 幹彦君）

現在のところ、４月の末から５月にかかりまして、まず１回目の交通会議を開く予定にしております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

もう４月か５月ということで、本当にこれは早くでき上がる可能性があるなというふうに思います。

今、国の交通政策基本法が公布されたということを課長が述べられました。これは昨年の１２月４日にこれが公布されて、もう即日施行ということなんですが、しかしながら、この基本法は、問題があるというふうにも言われているんです。つまり、国民の交通を保障する、そういうことや、及び財源と権限を全面的に地方自治体に委ねる仕組みがないというふうな点で、非常に大きな問題だということが言われています。

地域地域でそれぞれの状況が違うわけですね、交通のあり方がね。ですから、状況を最も把握できるそれぞれの自治体が、地域交通に責任を持って整備、実現する、そういうものでないか。そういう意味で今、課長が中間市の交通体系計画をつくるというふうに言われたので、今度はこれをどういう視点でこれをつくるかということが非常に大事になってくるだろうと思うんですね。

私自身は、国の役割というのは、各地域の交通のあり方については、各自治体に抜本的

な権限を与えて、地域の公共交通のあり方というか、中間市であれば中間市独自の交通体系をつくらせて、策定した計画の実現のために国が財源を中間市に与えるということ、これが肝心だと思う。そして、市民が自由に安全に移動できることを保障する。すなわち、交通権の保障を具体化を図ることだというふうに思います。

そこで、ある、今インターネットを見てもわかりますように、かなりの自治体で交通基本条例というものをつくっております。そのうちの中で一つちょっと出して、引用したいと思います。

少子高齢化の進展、移動手段を持たない高齢者の増加、障がい者等の社会参加、環境負荷の低減に向けた意識の高まり等により、公共交通の重要性がますます高まっている。

このような状況において、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進するとともに、環境にも配慮し自家用自動車から公共交通への転換を進め、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会を実現することが求められており、公共交通を利用する者はもとより、地域社会全体で公共交通を支えていくことが必要となっている。

ここに、市民は日常生活及び社会生活を営むために必要な移動する権利を有することの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働の下、公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

このように言ってるわけですね。つまり、ここでは、市民が社会生活を営むために——日常生活も含めてですね——必要な移動する権利を有する、こういうことをしっかりと自治体が踏まえてやらなきゃいけませんよと、こういうことをこの自治体は言ってるわけです。

これは今、コミュニティバスなど公共交通を実現してやっているところ、基本的にはこういう姿勢に立っているわけですね。これは非常に重要な点だと思うんです。国が交通権を、国民の交通権を保障するということまで含まれていないような政策基本法をつくった。しかしながら、地方自治体ではこれを超えて住民の移動権、いわゆる交通権を保障するということになっている。この自治体の交通条例というのも、数年も前つくっているわけですね。

だから、去年つくった国の基本政策というのが全くおくられている。そこで何を言ってるかといったら、国際協力だとか、日本の国土強靱化、これが交通基本政策の中に中心的な問題としてうたわれているわけです。

ここでは、国民の交通権、移動権という問題については頭の中ないと、これが今の安倍政権の中心的な考え方なんですね。これをやっぱり地方はそれを超えて、そういう住民の日常生活をきちんとさせていく上でこれは必要なものだとして、これを権利として認めていくということ、この立場に立つということが、非常に重要だというふうには私は思うんですけどもね。

その点、市長にそういう視点についてどう思われるか、ちょっと再度お願いをしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

大変すばらしい条例でございまして、それ聞いておりますと、私どもは中間市中何か交通体系といいますか、もう線路を引き回らんにかいかんような感覚を受けるんでございまして、理念といたしまして、当然交通権、移動権等々、これはもうしっかり認識しながら、また当市も高台等々ございますし、高齢化も進んでおります。そういう方たちにできるだけ対応できるような、そのような交通体系をいろいろつくっていききたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

市長も今言われたように、つくったからもう中間中あらゆるところに回しますよというようなことは、これはとても無理じゃないかなというふうに思います。

やっぱり形としてはつくって、それを後は住民の皆さん方のいろんな意見だとか要望だとか、そういうものを踏まえて充足させていく。そして、本当に市民がこの中間に住んでよかったと、住み続けたいというようなまちにする上でも、このコミュニティバスの運行というのは非常に大きな役割を果たしていくだろうというふうに思うんですね。市民が安心・安全の暮らしが営んでいける、こういう中間にするための私たち行政に携わる者が、行っていく使命だというふうに私は思っております。

そういうことで、このコミュニティバスについては、これからも本当に全市民が本当に安心して利用できるように、今後も市長もやっていこうという決意を見せておられるので、我々議員もそうしたことと対応して一緒に進めていきたいなというふうに思います。

これまでコミュニティバス、それから、さきに言った住宅リフォーム、さんざん私もこの議会で言ってきたんで、これ以上もう言うことはないなというふうに思うので、ちょっと早いですけど、私これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（堀田 英雄君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時38分休憩

.....

午後 2 時40分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2．承認第1号

日程第3．承認第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、承認第1号から日程第3、承認第2号の専決処分を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうちまず、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。

本案につきましては、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決しました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。

本案については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決しました。

日程第4．第1号議案

日程第5．第2号議案

日程第6．第3号議案

日程第7．第4号議案

日程第8．第5号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第４、第１号議案から日程第８、第５号議案までの平成２５年度各会計補正予算５件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算５件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 ９．第６号議案

日程第 １０．第７号議案

日程第 １１．第８号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第９、第６号議案から日程第１１、第８号議案までの条例改正３件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正３件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 １２．第９号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１２、第９号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第９号議案は、会議規則第３７条第１項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第 １３．第１０号議案

日程第 14. 第 11 号議案

日程第 15. 第 12 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 13、第 10 号議案から日程第 15、第 12 号議案までの条例 3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例 3 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 16. 第 13 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 16、第 13 号議案財産の処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 13 号議案は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第 17. 第 14 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 17、第 14 号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 14 号議案は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第 18. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び安田明美さんを指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後2時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 掛 田 る み 子

議 員 安 田 明 美